

令和元年第8回ニセコ町議会定例会 第2号

令和元年12月19日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問
- 4 陳情第 3号 教育予算確保・充実の実現に向けた陳情書
(総務常任委員会報告)
- 5 議案第 1号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 4号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 9 議案第 5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 10 議案第 6号 ニセコ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 議案第 7号 ニセコ町防災会議条例の一部を改正する条例
- 12 議案第 8号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算
- 13 議案第 9号 令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
- 14 議案第10号 令和元年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算
- 15 議案第11号 ニセコ町特別功労表彰者の決定について
- 16 議案第12号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算
- 17 議員派遣の件
- 18 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員会)
- 19 意見書第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書
(ニセコ町議会議員 篠原正男議員 外3名)

○出席議員（10名）

- | | |
|----------|---------|
| 1番 篠原正男 | 2番 木下裕三 |
| 3番 高瀬浩樹 | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 斉藤うめ子 | 6番 浜本和彦 |
| 7番 小松弘幸 | 8番 高木直良 |

9番 青羽雄士

10番 猪狩一郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	片山健也
副町	長	林知己
会計管理者		加藤紀孝
総務課長		阿部信幸
防災専門官		青田康二郎
企画環境課長		山本契太子
企画環境課参事		柏木邦善
税務課長		芳賀正人
町民生活課長		中村幸則
保健福祉課長		桜井博視
農政課長		中川智
国営農地再編推進室長		石山一広
商工観光課長		福村葉子
商工観光課参事		高橋達矢
建設課長		高瀬敏雄
建設課参事		黒瀧康行
上下水道課長		石山渟義
総務係長		馬島貴潤
財政係長		島村博
監査委員		大菊地治
教育課長		前原寛樹
学校教育課長		佐藤永匡
町民学習課長		富井葉子
学校給食センター長		酒井隆志
幼児センター長		酒井隆志
農業委員長		荒木丈夫
農業委員会事務局長		山口丈夫

○出席事務局職員

事務局	長	佐竹祐子
書	記	中野秀美

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において4番、榊原龍弥君、5番、斉藤うめ子君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のために出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、山本契太君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、福村一広君、商工観光課参事、高橋葉子君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬渕淳君、財政係長、島崎貴義君、代表監査委員、大村潤一君、教育長、菊地博君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、発言を許します。
篠原正男君。
○1番（篠原正男君） おはようございます。それでは、さきの通告に従いまして一般質問を行います。
最初に、ニセコ斎場、いわゆる火葬場への案内表示についてであります。近年倶知安町で葬儀をされ、ニセコ斎場へと向かう例がふえていると聞いています。ニセコ斎場の立地がニセコ町、倶知安町両方からの坂の頂点にあることから、交通安全の面や葬儀の円滑な進行のためにも入り口案内表示が必要と考えます。先ごろ倶知安町内で葬儀を終えられ、ニセコ斎場へと向かわれた遺族の方が不案内のために通過してしまうという事態が発生したと伺っております。そのため15分ほどおくれたと聞き及びました。このような例をなくするためにも、また交通安全上の安全確保の観点から

も、早急に両方向からも見え、わかりやすい案内表示を設置すべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。本日もよろしく願いをいたします。

ただいまの篠原議員のご質問にお答え申し上げます。ニセコ斎場につきましては、平成29年にニセコ町火葬場を改修し、同年12月にニセコ斎場としてリニューアルオープンしております。看板については、国道5号線のニセコ斎場入り口にもともとニセコ町火葬場と書かれた三角柱の看板が立っておりましたが、老朽化により腐食し、見ばえも相当悪くなっておりまして、火葬場の改修に伴い名称についてもニセコ斎場へと変更していることから、本年夏ごろに撤去しております。篠原議員ご指摘のとおり、ニセコ斎場は坂の頂点付近で道路から奥まったところに位置し、初めて来訪される方にとっては入り口がわかりにくいという状況でございます。国道を管理する北海道開発局と協議をし、来年度予算で案内看板を設置したいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 来年度予算で設置に向けてご努力されるということでございますので、なるべく早急に対応いただきたいということと、あわせて交通安全の面からも、ニセコ町側から進入する場合の右折レーンと申しますか、大変交通量が多いところですから、また坂の頂点でもあることから、そういう安全面も必要ではないのかと考えております。これは町でできる問題ではありませんので、国道を管理する開発局ですとか、さまざまな面で要望を伝え、実現への努力をいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、あわせて、過去にニセコ町の公共施設の表示にかかわるいわゆる表示板ですか、グリーン色の統一されたものがありますけれども、それらが例えば平成29年に改修されたニセコ斎場を見たら、たしか茶色に直されていたと記憶しているのですが、統一された看板が現在もまだ有効なのか、それはそれ、過去のこととして考えていられるのか。

この2点をお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） まず、1点の火葬場の入り口に右折レーンということではありますが、現在いくつか道路管理者の北海道あるいは国道に対して今要請活動を行っているものがございまして、交通量としてはさほど多い状況ではありませんので、そういった優先順位も踏まえて検討させていただきたいと考えております。

2点目の公共施設の看板であります。これまで統一看板、当時議論をして町市街地を中心とした公共施設に立てておりますが、これについては効力を失ったものではなくて、今後もそのようにしていきたいと考えております。ただ、統一看板につきましては、事業費自体が相当実は設置費が高いものでありますので、今回の奥まったところにある火葬場についてもできるだけ安価でわかりやすいものにさせていただいたところでありまして、そういった全体的なバランスと申しますか、財政バランスも踏まえて今後ともできるだけわかりやすい整備をしていきたいと思っております。ま

た、相当傷んでいるところも実際あると思いますので、それにつきましては点検をして、全体の財政バランスも見ながら補修に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問。

○1番（篠原正男君） それでは、2点目に移らせていただきます。

2点目は、道の駅についてでございます。近年道の駅周辺のにぎわいが増して、大変喜ばしい限りでございます。しかし、駐車場の狭隘や歩行者の無理な道路横断といった施設に起因する課題や世代交代による直売の担い手確保、さらには後志自動車道との動線確定などさまざまな課題がある中、今後の取り組みについて町長の所見をお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

道の駅は、平成11年にオープンして以来数多くのお客様がご利用され、平成27年には重点道の駅として国から選定を受けております。一方で、年々ふえ続けるお客様によって休日においては駐車場に入りづらくなるなど、利用者の皆さんにご不便をおかけしている状況にあります。また、平成11年のオープン以来随時改修や修繕を行っておりますが、建物自体の老朽化も著しく、さらなる改修が必要との認識を持っております。これらの諸課題を解決すべく、北海道開発局などとも協議しながらトイレ改修や防災環境の整備などを進めてまいりました。さらに、抜本的に解決すべく移転も含めてさまざまな角度から道の駅の将来像について検討してまいりましたが、関係者との意見交換においては移転を望む声は少なく、現有地での大規模改修を望む声が多いため、現在大規模改修に向けた基本設計を次年度に行う予定で進めているところでございます。ただ、現有地の面積が現状では変わらないため、土地の有効活用により増築や現有施設の機能向上などを行う予定としてございます。駐車場につきましては、北海道開発局との調整もございしますが、周辺に用地の取得も含めて検討しているところでございまして、その点皆さんのご意見を踏まえながら進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 現有施設での大規模改修を前提とするというようなご回答だったかと思えます。過去に平成28年の12月定例会におきまして同僚議員から、道の駅の早期移設改修を望むというような一般質問がなされております。その中では、移転の場所も含めて検討したい。また、時間的にはそうかからずに進めたいというような意向と、あわせてニセコ町公共施設等総合管理計画、平成29年3月にニセコ町総務課から作成されたものですが、期間が平成29年度から38年度、その中では道の駅ビュープラザ再整備として平成30年から31年にかけて2億2,000万円程度で実施したいというような計画もされております。多少は、それぞれ関係機関や受益者との調整等時間を要する面は多々あると思いますが、この後どのようなスピード感を持って進められようとしているのか、その辺をお伺いいたします。

それと、大変小さなことなのですが、道道洞爺ニセコ線、いわゆるビュープラザの駐車場から南側に向けての商店に向かって、交通ルール上は信号の横断を使うべきなのでしょうが、人間の心理

として最短距離を行きたいということで、無理な横断をされる方が多々見受けられております。ビュープラザの管理上としては、ロープを張ったり、またロープを二重三重に、また縦にとイタチごっこのような感を呈するわけですけれども、その点は抜本的な解決策も必要でないか。駐車場から小さなのり面を超えて道路横断をするというようなことで、のり面のほうにも関係するのではないかなと感じております。その点ついてどのような対策を講じようとしているのか。

2点お伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） それでは、篠原議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、スケジュールでございますけれども、過去の経過から踏まえまして説明させていただきますと、平成26年に再整備基本構想というのをつくっております。その後、篠原議員ご指摘のとおり、議会の一般質問等で移転も含めた検討を行うということで、平成30年に移転先も含めた調整を行って、これは外部との意見調整ではなくて、内々の役場内部での調整でございますけれども、そういったものも検討しました。その後、ことしに入りまして6月の末に、私も含めて商工観光課と関係の皆さん、観光協会を初め、直売会、それからフードコートを含めまして協議を行っております。その中で、移転をすると動線が変わったり、いろんな弊害が出てくるということも意見がございまして、今年度、町長とも協議した中で、今の現施設を改修をしていくということで考えております。今後のスケジュールでございますけれども、来年度の予算に基本設計の見積もりを上げる予定で、今の現有施設を改修したり増築したりするということで機能向上やスペースを広げていくということを考えております。今後基本設計の後、実施設計と工事という形にはなっていくと思っておりますけれども、まだ担当レベルではありますけれども、令和4年以降に改修を進めてまいりたいと考えております。

それから、道道の交通安全対策についても、これは関係各所、町民生活課とも情報共有しているところではございますけれども、横断をする方が多いということで、パン屋さんのほうにも道の駅側にも注意喚起をする看板を立てたり、あとロープを張ったりということはしておりますけれども、なかなか横断数が減らないという状況もありますので、注意喚起はもちろんさらにやっていきたいと思っておりますし、のり面の保護についても検討はしていきたいのですが、この駐車場については開発局の国道の付施設として平成14年指定されているということもございまして、開発局との調整も必要になってくるかなと思っておりますので、この辺踏まえて対応策、また関係各所と調整を図って検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） スケジュールにつきましてはただいま課長が申し上げたとおりであります。近くに近隣の商店ができて、実際上なかなか交通ルールを守らないといえますか、そういう方も散見されるということで、引き続き交通ルールを守るというようお願いをいろんな場でしていく、啓発看板等を含めて充実させていきたいというふうに考えております。なお、私どもの町内では横断歩道が欲しいというところが子どもたちの安全も含めていくつかありますが、なかなか現在北海道のほうでは、いろんな予算の関係もあるとは思いますが、設置いただけないということで、

これらにつきましては強力にお願いをし続けるしかないのではないかと考えておりました、これらのことは引き続きお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしくおんいをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 最初の改修について再度お伺いいたします。

前回の一般質問でもそうだったように、後志自動車道、その接続とビュープラザの位置関係が大きく今後のビュープラザ、道の駅の運営にかかわって大きく影響してくるという認識でおられたと私はとっております。今回現有施設での増改築と申しますか、大規模改修を行うということになれば、当面の間は今の場所で一定年数は営業していくというようなことになろうかと思ひますが、動線との関係でどのような判断をされたのかということをお伺いしたいと。

2点目は、大変小さなことで一般質問で取り上げる内容ではないとは思ひますが、単に交通安全上の問題もありますし、それから施設の管理上の問題もありますけれども、周辺地域の住民の方々が道路横断を防ぐためにロープを張っているところが、またさらにロープを切られて横断されていくと。今度そのロープが切られているのを施設を管理されている方が放っておかれるのか、気づかないのかということ、住民の方々が逆に気づいて結んであげると、そういうイタチごっこをされているという状況もあるのも事実であります。ですから、そういうものは早くに状況を踏まえて抜本的な、例えば柵をきちっと設けるですとか、駐車場と、それから道路、歩道への横断をしっかり分けてあげるような対策というのが必要でないかと思ひます。

その点について、再度2点お伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 篠原議員のご質問にお答えしたいと思ひます。

まず、高速道路の関係でございますが、これは企画環境課のほうとの関係もありますけれども、私が聞いている部分においては今の後志道については俱知安までのとりあえずは建設ということで進んでおりました、俱知安黒松内については当面の間現有国道5号線を活用するということの方針は変わっていないということでございます。そういう点から考えますと、今後高速道路がつくられるという時間についてはかなり相当年数かかるものではないかと考えておりますので、ルートが最終的に定まらない状況の中で移転先を決定していくということにはできないものだと判断して、今の現有施設を大幅改修していくということで方向性としては位置づけております。

それから、2点目の部分については篠原議員のおっしゃるとおりでございますので、交通安全対策の面も含めて何らかの対応を考えていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 横断道の関係で補足させていただきたいと思ひます。

議員もご承知かと思ひますが、黒松内小樽間高速道路、当初の第1段階ですけれども、構想としては現在の俱知安からヒラフの入り口、羊蹄閣の近くまで持ってきてインターチェンジを設けるよう今動いておりますけれども、そのラインにつきましてはもともとそれが延長した中で一時的な概略の調査は終わっておりますが、今でいうと曾我の活性化センター付近を通過してずっと川北に行く

と、そのときの本当のたたき台でありますけれども、かなり高い土盛り的高速道路がずっと、今の昆布町のちょっとぐらいですかね、そこに向かって直線的に入っていくというような計画で、第1弾の内部の協議ですけれども、開発から説明を受け、それを議会でもご報告申し上げて、それについてはニセコ町としては難しいということで、国道側を通っていただくということで当時ご理解をいただいたということで経過としてなっております。

その中で、余市黒松内、余市まで国の認可決まりましたので、余市黒松内間高速道路の延長ということで申請していたところ、国土交通省サイドから、とても財務を説得できないと、延長も長いし、事業費もかかると、それで蘭越とニセコについては手を下げてほしいと、まず倶知安余市間を先行実施する。それについては、かなり国の予算的な確保の可能性が高い。そのときの説明の条件としては、ニセコと蘭越については現有の国道を相当長い期間利用することになると。したがって、国道改修については全面的に開発局として協力をしたいというお話で、当時蘭越とニセコが手を下げると、それで倶知安までを先行させるということになったわけでありまして。そのときに、私どもとしては国道からすうっと倶知安インターに入れる引き込み道をつくってほしいということの要請をしまして、それについては北海道開発局の道路部隊としては了解はしましたと。しかしながら、最初の計画から国道へのすりつけを真っすぐつけるということになると、またいろんな面で財政的な折衝が相当大変なので、ある程度走り出して、着工して走り出した後にそれについては改めて協議をさせていただきますというような経過でこれまでできておりました。

実は、インターチェンジも今羊蹄閣近くに設けることになっておりますが、それをできるだけこちらに持ってこれないかという協議も一時したことありますが、ニセコ側に余り近づき過ぎるとニセコのインターができないと、逆に相当遠くに行ってしまうと、せっかくのこの岩洞線のメリットができない。私どもはニセコビュープラザというところを持っておりますので、できるだけこの近くにうまく接続するような、将来インターができるとすれば20年後ぐらいになろうかとは思いますが、20年か30年後にそういうことが動き出した場合にそこをうまく利用できるものにしたいというふうには考えておりますが、現在その動線自体もまだ全くこれからというような状況となっております。今倶知安線の接続に向かって動いておりますので、国のほうでももう少し落ちついた場合については倶知安黒松内間を手を挙げて事業化に向けた要請活動を行いたいということになっておりまして、今回の後志総合開発期成会の要請の中でも頭出しということで、次のステップとしてはやっぱり高速道路接続お願いしますねという話は頭出しではしておりますが、今後相当時間がかかるというふうには考えておりますので、その辺最終的に岩洞線や、あるいはニセコ町の景観や環境価値を損なうことがないよう、できるだけまた幅広く協議をして最適な解を見つけていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○1番（篠原正男君） それでは、3点目に移ります。

胃がん対策とピロリ菌除去の早期検査と除菌についてということで、第2次ニセコ町健康づくり計画によると、胃がん検診受診率17.2%を30%にとの目標を掲げております。この計画の対象は19歳から64歳までの成人保健の対象者ですが、疾病予防や早期発見へのリスク管理の観点からも少年期

からの対応が必要なものもあるのも事実であります。例えば胃がんの99%がピロリ菌に感染していると言われ、中高生の早い段階でのピロリ菌発見と除菌が将来のピロリ菌由来の胃がん性胃炎、胃がんや慢性胃炎、十二指腸潰瘍の発症リスクを取り除くことに結びつくとのことであります。このため、平成29年9月18日に北海道大学大学院医学部研究科がん予防内科において作成した標準手順書等が北海道を通じて市町村に配付されていると伺っております。中高生へのピロリ菌検査に関し、本町においてどのような検討がなされ、現在に至っているのか、町長へお伺いいたします。

次に、がん教育への関心を高めるため、中高生に対するピロリ菌検査は有効と考えますが、教育長の所見をあわせてお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、疾病予防や特にがんなどの早期発見へのリスク管理から少年期、これはおむね6歳から15歳を言うことでありますが、においても検診が必要なものと認識をしております。ことし4月には、道内市町村における中学生、高校生に対するピロリ菌検査、除菌の実施状況調査が行われ、平成24年度には1つの町で行われていたピロリ菌の検診が現在では55の市町村で実施されているという状況になってございます。また、平成27年9月には北海道から中学生や高校生を対象に市町村が実施するピロリ菌検査、除菌事業に関する手順書等が参考として送付されているところでございますが、ニセコ町におきましては特段の検討はこれまでしてこなかった状況でございました。ピロリ菌の除去は将来的な胃がん発生の低減につながるとされており、ニセコ町においても検討の必要があると考えております。このことから、関係機関と実施について検討を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、私のほうからただいまの篠原議員のご質問にお答えをいたします。

ピロリ菌の検査、除菌の有用性につきましては、認識をしているところでございます。現在は、学校では学校保健安全法に基づき毎年児童生徒の健康診断を実施しておりますが、ピロリ菌が影響すると思われる疾病等に関する記載はございません。教育委員会としましては、町と連携を図り、検査の実施につきまして学校とも協議をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 本件につきまして大変前向きなお答えをいただいたということで、今後とも引き続き、時間的に置かないで、できるものはできるところから進めていただきたいと思います。その中で今回の質問をつくるに当たり、ニセコ町の例えば保健福祉に関する計画等あるわけでございますけれども、時間軸で切る計画と、そうではなくて時間軸を追い、なし上げる計画の2種類が私はあるのではないかなど。特に幼少年期から引き続き成長され、青年期へ移る。その中で、例えばピロリ菌のような今までの概念としては20歳過ぎてから除菌をすればいいというような概念であったけれども、逆に今の世の中は少年期の早いうちにピロリ菌をたたいてリスクを減らすとい

う、そのようなことが青年期から老年期における疾病にかからない、そのような予防策でもあるというようになってきております。

それで、これまでの計画を見ますと、例えば今の計画の中ではいわゆる成人を対象としているものと区分されているわけですが、継続性をその計画の中に、例えば医療だけではなくて他にもあるのではないかと考えるのですが、その辺町長の考え方をお伺いできればと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 篠原議員おっしゃるとおりで、ニセコ町全体的にいろんな検診の受診率も低いという状況がありまして、これらの率の向上につきましては本当に緊急の課題だと受けとめております。また、先ほど時間軸のお話もありまして、これまで成人対象だったものをやっぱりもう少し早い段階からやるべきでないかということで、それはおっしゃるとおりでありまして、現在のピロリ菌におきましても学校等との協議が調った段階で早急に対応してまいりたいと。また、これ以外のものも福祉計画や医療の中で全般的な見直しというものを一回やりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 次に、小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） おはようございます。7番、小松です。それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

冬期間の公営住宅裏側の窓雪と防災についてご質問いたします。ニセコ町内の公営住宅は、ほとんど片流れ屋根が多く、冬になると裏側が降雪による積雪と屋根からの落雪で窓やベランダが塞がってしまう住宅が見受けられます。現在独居老人が住まわれているところは、雪がたまと消防団員がボランティアで除雪いたしております。除雪車や重機が入るところは問題ないのですが、機械が入らない団地もあります。中央地区では1号棟から4号棟の裏側が塞がってしまいます。裏側が塞がった状況で万が一災害や火災が発生し、玄関から逃げられないことを想定すると住民の生命も危ぶまれます。外からの明かりが入らないばかりでなく、防災上安全面で問題があると言えます。公営住宅1階に住まわれている皆さんが安心、安全に過ごせるためにも今後のあり方を検討しなければいけないと思います。この件についてどのようなお考えお持ちか、町長にお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの小松議員のご質問にお答えいたします。

現在公営住宅などの管理戸数は400戸ございます。そのうち片流れの屋根は、8団地196戸が対象となります。これまでの除雪につきましては、3階建て規模の比較的高い団地である望羊団地、中央団地、のぞみ団地などにできる雪庇で危険な状況だと判断した場合については役場で除雪を実施しているところでございます。

ご質問にあります団地の裏側の除雪につきましては、これまで団地の町内会ごとに入居者負担で除雪を実施しているところもあることから、原則としては役場で除雪するということは考えておりません。しかし、団地の立地状況によっては除雪の重機が入りづらいなど、重機による除雪が困難な場所もございます。中央団地1号棟から4号棟のうち、特に中央団地2号棟、3号棟の裏はすぐのり面となっていることから、除雪が困難な状況にあるというふうに考えられます。こうしたこ

とから、これまで同様に高齢者や体の不自由な方など、また団地の立地状況などを適宜判断をして除雪の検討をしてみたいと考えております。なお、今後ともご高齢の皆さんなどの除雪の困難な方に対するボランティア除雪や町内会ごとの助け合いでの除雪等につきましては、引き続きご協力をいただきますようお願いを申し上げます。ご指摘の箇所につきましては、今冬も十分留意をし、除雪等対応をしてみたいと考えておりますので、よろしくようお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） ただいま町長から2号棟と3号棟については高齢者が多く、地形的に立地条件も悪いことから、町として除雪を行うというありがたいご回答をいただき、1階に住まわれている住民は一安心すると思います。ただ、降雪量はその年によって変化しますので、窓等が塞がる前に1シーズンに何回ぐらい除雪していただけるのか。先ほどほかの団地も高齢者、身体の不自由な方が住まわれているというところもあろうかと思えます。そういったことも含めて、今後継続して除雪をお願いしたいと思っております。それについてお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧参事。

○建設課参事（黒瀧敏雄君） ただいまの小松議員の質問にお答えしたいと思います。

現在団地8団地、先ほど町長が言ったように片流れ等の団地があります。そのうち65歳以上の高齢者の部分については54カ所ありまして、実際に1階部分の厳しい部分に住んでいる方が26カ所あります。中でも今言った中央団地の部分については、大変厳しい状況だとは我々も踏まえておりまして、過去に1度だけ重機を入れて除雪をしたことがあります。そのときも大変降雪量が厳しい状況だったものですから、過去に1回だけ入れたという経緯があるので、このたびも何回かというのをなかなか言えないのですけれども、一、二回程度は入れたいと考えてございます。その点でご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 次に、斉藤うめ子君。

○5番（斉藤うめ子君） おはようございます。5番、斉藤うめ子です。通告に従いまして6件質問させていただきます。

1件目、再生可能エネルギーの地産地消について伺います。現在ニセコ町は地域エネルギー会社設立を検討中とのことですが、ニセコ町には既存の王子尻別第1、第2発電所があります。その供給量は、ニセコ町の需要量の1.8倍とされています。今後さまざまな再生可能エネルギーが開発されてくるとは思いますが、まずニセコ町内を流れる尻別川の水力発電所の電力を100%利活用する地域エネルギー会社の設立を検討することではないかと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

王子尻別第1、第2発電所につきましては王子製紙株式会社の所有であり、そこで発電された電力は固定価格買い取り制度で送配電事業者を經由し、関連会社の株式会社王子・伊藤忠エネクスが全量買い取りを行っている状況でございます。このため、新たに設立予定の地域エネルギー会社が直接王子製紙から電力の一部を切り分けて購入することや尻別発電所以外からも電力を調達してい

る王子・伊藤忠エネクスから尻別発電所の電力のみを切り分けて調達するというのも現段階では難しい状況でございます。こうしたことから、ニセコ町が目指す温室効果ガス削減目標達成のためには、今後設立を検討している地域エネルギー会社の供給する電力を極力再生可能エネルギー発電から供給される電力というものにしていく必要があると考えております。王子尻別第1、第2発電所につきましては、ニセコ町に所在している重要な再生可能エネルギー発電施設であり、今後地元で優先的にエネルギー供給が得られる方法がないか、ニセコ町のまちづくりにご支援をいただいている王子・伊藤忠エネクスとも引き続き協議をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） ただいまの町長の説明では、現在伊藤忠エネクスが全量買い取りというふうにおっしゃったのですけれども、実は私以前から苫小牧にある王子発電所の責任者の方と何度かお話ししていたのですけれども、現在は伊藤忠エネクスが全量買い取りをやっているようですけれども、それぞれ毎年交渉、毎年というか、話し合いで決して可能性がないと言っているわけではなくて、今現在、町長も大分前に、私も何回か質問していますけれども、自治体が2016年から電力自由化になって、そして自分で地域エネルギー、これは民間も、それから自治体もご自分で設立、地域エネルギーを設立している会社が今すごくふえているようなのです。このデータももう古いのかもしれませんが、620から630、もっと今ふえているかと思うのですけれども、その区別はわからないのですけれども、私これ質問3回か4回ぐらいしておりますけれども、もう既にそういうことをやっている会社もあります。ただ、区別はつかないのですけれども。

私が今回質問させていただききっかけになったというのは、先日企画環境課からこういう資料をいただきまして、ニセコ町における地域エネルギー会社設立検討についてというかなり詳しい資料をいただきました。説明は余りなかったのですけれども、この中でこういうパターンをいろいろと詳しく、メリット、デメリット、それからこういうことになったらどういう形になるかというのが詳しく書いてあるのですけれども、この中で今の現段階としては太陽光発電ということを検討していらっしゃるようなのですけれども、私が申し上げたいのは、ニセコ町はSDGsの未来都市に選定されて、そしてその中でもモデル都市に選定されて、そして既にもう110年ですか、後志の王子発電所が設立して、それがあられるわけですから、それを全面的にこの町として利用できるようなになれば、こんな理想的なことはないと思うのです。それは重々おわかりだと思うのですけれども、どのくらい町としては王子尻別発電所の方とお話というか、されているのか。今のお話では、何かすごく難しいという印象があるのですけれども、私がお話聞いている限りではそういうことはないというふうにお話の中で感じているのです。契約がまた更新されていきます。その中でもっと、ニセコ町としてはもう既にこの町の中に流れている電力量がたくさんあるわけですから、それを第一優先にこれからも交渉していかれるのが筋ではないかなという思いがずっとありまして、これは初めてではなくて4回目ぐらいの質問になるのですけれども、そこをもう一度町長に確認したくて説明させていただきました。どのように考えていらっしゃるのか、実際に王子発電所の責任者の方とお話し、かなりされているのでしょうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） ご指摘いただいている王子発電所の電気ということで、水力発電ですから、使わせていただければまさに100%CO₂フリーという形でやれるので、ありがたいということで、その辺の話も相当初期のころも含めてお話はさせていただいております。特に私どもがこれまで話をしてきたところは、王子・伊藤忠エネクスということで、王子発電所さんがみずからの電気を新たに自由化になって販売するというに至ったときに、王子製紙さんが電力自由化で売り始めるというときに、みずからつくったいわゆる子会社ということで、それが王子さんと伊藤忠さんがあわさって出資された王子・伊藤忠エネクスということですので、全く関係性がない会社さん同士ということではなくて、がっちりに関連会社として一緒に動いていらっしゃる会社さんということで、そこにまず100%王子製紙さんの電気を入れているという状況ですから、いろんな将来的なビジネス的に成り立つのかとかいうことも相当に検討されてつくられている会社という形で、単純にニセコ町が使いたいから、はい、どうぞという状況ではないという意味でなかなか現段階では簡単ではないというお話をさせていただいているところでございます。

仕組みだとかルールということだけを申し上げれば可能性がないことはないですけれども、それだけで単純にニセコ町が全部使えるというような仕組みにはなっておりませんので、これからもまた、電力の自由化に関連してさまざまなルールは大きく今動いているところでございまして、それらのところも見通しをしながら、王子製紙さん、それから王子・伊藤忠エネクスさんもこれからの電力販売をどうしていこうかと検討されているところだと思います。我々も、その中で伊藤忠エネクスさんを通じて、どのように尻別川の電気を活用できるかということとは継続をしてご相談させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 王子製紙は、ご承知のとおりニセコで早くから尻別川使われて発電をされていて、過去にはこの電力は東京の丸ビルの電力として販売されていることがありました。その当時から何度かにわたって折衝させていただいております。今回については王子・伊藤忠エネクスという王子さんが出資した会社が今動いていただいて、そこがニセコのまちづくりに協力をし、当初から町民出資のこういった電力会社ができればということですと話し合いを継続してこれまでもきています。ただ、架空の話で物事って進むわけでありませぬので、電力会社としての受け皿ができていくというのが条件でありますので、それは今後ニセコ町の地域電力会社をつくることによっていろんな展開はあるのではないかと私ども期待をしておりますし、そういった受け皿をしっかり持つ中で今後さらに強力な交渉等をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 町長から今ご説明ありましたがけれども、私はまずこのニセコ町が自治体として新電力会社を設立することは大変結構なことだと思っています。その上で、それをまず設立しない限りは交渉の土台に乗らないのではないかなというふうに思っています。それで、私が何回

も何回も確認したかったことは、ニセコ町が新電力会社を設立しても、もともと電気の発電所を持っているわけではなくて、要するに小売ですか、仲介役になるわけですよ。電力会社から、事業者から買って、そしてそれを売るという形になると思います。ですから、今申し上げたとおりなのですけれども、この説明の中で会社をつくったときのデメリットという中で、新会社とまちづくり会社の立ち上げ、メリットの中で資本金というところがあるのですけれども、こういう新会社をつくった場合の資本金というのはどのくらいかかるものなのか。そしてまた、その運転資金です。これ説明していても私余り読み取れなかったのですけれども、今株式会社を設立しても、余りかからなくても会社設立は可能だということは聞いていますけれども、そして問題はその運転資金です。運転資金がどのくらいかかるものと予想されているのか、まずそこからスタートして、その上で今新電力買い求めている伊藤忠エネクスと交渉になるかと思うのですけれども、王子発電所は4年前にすっかり改修されて、外側は非常に古い、昔ながらの古い姿なのですけれども、でも中身は全部新しく改修して、これから何十年か100年か可能なようなのです。ですから、本当にこのニセコ町の中を流れている尻別川の水力発電、再生可能エネルギー、これをぜひとも極力最大限活用できるような交渉というのでしょうか。まず、先ほど申し上げたように新電力会社をつくって、そして交渉していく。その上で、今地熱発電だとか、それからいろいろと風力も検討しているようですので、それから小水力発電もありますので、いろんなエネルギーを活用することはいいことだと思いますので、その点これからどういうふうに、また徐々に町長はやっていかれるという方向でいられるということでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 新電力会社をつくり、それで尻別川の電気を譲り受けて販売するということが一つの理想形として、これは別に可能性として捨てているわけではなくて、今後も検討は継続させていただきたいと考えているところでございます。来年度以降も、先ほどもちょっと申し上げましたが、電力自由化に伴うルールの変更等々相当ございまして、今後またいわゆる新電力会社を取り巻く状況もこれまでとまた違う状況も出てくるというような情報もございます。それらも加味しながら、最適な方法でニセコ町の再生可能エネルギーをふやしていくと、利用をふやしていくということを考えてまいりたいと存じます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） まず最初に、斉藤議員が持たれている資料につきまして、たたき台でありますので、これから熟度を上げていくというものであります。したがって、資本金等も現在検討中というような状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと王子製紙さんに再三電話されているということですが、私どもは私どもとして政治的な対応をしておりますので、そこはぜひ、窓口が余りたくさんあると相手にもいろんなご迷惑かけるといふことがありますので、その辺多少ご配慮賜ればありがたいと思っております。ただ、我々にある貴重な地域資源、それは精いっぱい今後とも活用できるように精いっぱいの努力をしてみたいというふうにご考慮しておりますので、その点もご協力のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斉藤うめ子君） 2件目に行きます。

2件目、新たな町民参加の手法について伺います。まちづくりへの参加者を固定化せず、まちづくりへ参加したことの無い新しい人材を発掘し、活躍の機会を持ってもらうために新しい参加の手法を取り入れることが町をより活性化させるためになるのではないかと考えます。それは、町が主催する各種委員会とか審議会の人選に公募とともに住民基本台帳に基づいて公平、無作為に、ただし男女比と年齢が偏らないようにする抽出する方法を取り入れることではないかと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

多様で幅の広い住民参加は民主主義社会の維持や住民自治推進の根幹であり、まちづくりを進める上で欠かすことのできない手段であると認識をしております。本町では、これまでもまちづくりトーク、各地域でのまちづくり懇談会、まちづくり町民講座、予算編成経過の公開、公募枠を設けた事業別の各種協議会や審議会の開催、気軽な参加手法としてこんにちは町長室、おばんです町長室など、参加者に垣根を設けない多くの住民参加手法を実践してまいりました。この実践は、人材の宝庫である本町の特徴と強く結びつき、まさに現在のニセコ町の活性化につながっているものと感じております。

ご指摘の住民台帳等を利用した無作為抽出による住民参加というものは、参加手法の一つとして実施している自治体の例もございますが、多くの方に平等に参加機会のある現状の本町にとりましては直ちに取り入れる考えというものは現在のところは持ってございません。ただ、この手法のメリット、デメリットなどの情報収集は引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 今の町長のお話で、毎回同じような答弁いただいておりますけれども、ニセコ町は多くの人たちが参加できる状態にあるということなのですけれども、実際私議会報告会とか、それからこのたびのまちづくり懇談会9カ所参加させていただきましたけれども、圧倒的に女性の参加が少ない。これは10年以上たっても変わらない状況で、一部に少し参加されている方がいましたけれども、誰もいないところとか、非常に偏っていて、そして参加される方の顔ぶれを見ますと、10年以上の歳月が流れると自然と高齢化して亡くなる人とか、それから病気で出られなくなる人とか、そういうことで入れかえはあるのですけれども、今回そういうところを見て、また議会報告会に参加を声かけたりしている中で、なかなか自分事とならない町民の方がかなり多いように感じました。

それで、町長は、きちっとニセコ町はいろんな多様な人材がいて、それに参加していただいているっておっしゃいましたけれども、そういう状況を見ていて果たして本当かなという、まだもう少し努力する必要があるのではないかなというふうに常に考え感じています。それで、町長、ここにまちづくり基本条例の中に、13条ですけれども、きちっとうたっているのです。まちづくりに参加する権利の拡充、私たち町民は、まちづくりへ参加が自治を守り、進めるものであることを認

識し、その拡充に努めるものとするってあるのです。町長は拡充に努めていらっしゃるというふうにおっしゃったかなと思うのですけれども、その拡充はどのようにされているのかということが1つと、それから実際に現実を見ているとなかなかそれがあらわれてきているようには思えないので、私はこれ3回目になるのですけれども、公募するということはいいのですけれども、前回の町長の答弁では公募で応募してくる割合は12%というふうにおっしゃっていました。男女の割合とか前の質問で出ているのですけれども、それで公募は公募で町長がおっしゃるように関心ある方が手挙げ方式をして、思いのある人たちが集まってきて意見を述べるということは非常にいいのですけれども、それこそサイレントマジョリティー、意見はあるけれども、みずから手を挙げてまで出る勇気がないという方も、要するに埋もれている人材もたくさんあると私は感じるのではなくて実際そういう方たちを見ているので、基本台帳から、ここに書いてあるように新たな人材に声をかける。それで、その狙いは、絶対参加するとか参加しないとかということではなくて、ニセコ町にはこういう委員会があつてこういうことをするのだなということ、例えばそういうアンケートなり招待状を送ることによって、こういうのがあるのかという気づきです。それが私は町民参加の一步にもつながるというふうに思っています。

それで、なかなか気持ちはあつても応募する勇気がないという方も、そこまでという方もいらっしゃるし、あるいはいろんなノウハウとか専門的なものを持っていても声がかからない限りは参加できない方も少なからずどころかたくさんいるということを私は自分の体験として見てきました。それで、私自身の体験で申しわけないのですが、初めて応募ということをしたときにやはりかなり勇気が要るのです。本当にいいのかなとか、一步越えるということとはなかなか難しく、最初のころはなかなか応募しても採択されないとか、委員に入れていただけなかったり、どこの誰だろうというふうに、職員の対応にもよると思うのですけれども、余りすんなりと受け入れていただけるような雰囲気ではなかったりというふうなことがありますので、私は本当に、繰り返しますけれども、公平で公正な人材に参加していただくというので無作為抽出という方式を入れてもいいのではないかなというふうに考えています。

先ほど一番最初に申し上げたように、やはり男性ばかり多いのです。その招待状というか、アンケートで委員にどうですかということになると、こういう委員会があつたのかとか、そういうことに気がつく。それで、前回町長は32、当時、もう6年前になりますけれども、現在幾つ委員会とか審議会があるかわかりませんが、32つおっしゃったのですけれども、その中で町長こんなことをおっしゃっているのですけれども、その審議会がその人に合わないとか、一方的に招待状を渡して、あなたはどうですかではなくて、こういう審議会があつて、あなたはその審議会に何か興味あるものがありますかということで、こんなものがありますという一覧表とか、そういうのもつけて、どんなことに興味が、関心がありますかという、招待状と一緒にアンケートをとられてもいいのではないかと思います。

最近無作為抽出というのは結構全国で広がってきています。メリット、デメリットがやっぱりあります。ありますけれども、参加意欲、それがきっかけとなってまちづくりに参加するという人たちも出てくる可能性が必ずあります。三鷹市の例だとか、あちこち全国かなり今ふえてきています

ので、ぜひそれも検討していただきたいと思っています。これ6年前の町長の答弁なので、今は変わっていらっしゃるかと思えますけれども、町長こんなことをおっしゃっているのですけれども、無作為抽出は私自身の価値感とは相入れないものがあるっておっしゃっているのですけれども、町長の価値感というのは今は変わっていらっしゃるかもしれませんけれども、どういうふうを考えていらっしゃるのか、その点も伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） ご質問の意図にきちっとお答えできるかどうか、ちょっと済みません。ニセコ町においては自分事となかなかならない状況があるのではないかという、果たして本当に参加が多いという状況になっているのかということをございますけれども、どこまでが多い参加と言えるのかという基準はないわけですが、ニセコ町としては先ほども申し上げたように、参加の窓口といいますか、機会は相当数設けているほうだろうと思います。それに当たって、ある程度固定化ということも言えなくもないですが、同時にそうはいうもののまちづくり懇談会においても新たな方がお顔を出していただけたとかという状況があって、それがどんどん、どんどん次から次と新しい方が来るというのは、現実的に考えてうちの規模含めてそういうことではないのだろうと。ただ、数人の方でも来ていただけるということが人口の割合から含めても決して少ないことではないだろうととらえているところでございます。ただ、住民参加のための拡充を続けるということはまさにご指摘のとおりでございまして、それは常に拡充に努める努力をしまいらなければならないと、まちづくり基本条例ができてからさまざまな取り組みをしておりますけれども、新たな取り組みとしては先ほどの中でも予算の編成過程を全て公開することも含めた参加の方向を新たに加えたりだとか、さまざまところはある程度はやらせていただいているのかなと考えておりますし、それから女性の参加については、議員ご存じのとおり、まちづくり基本条例の中には男女の部分については割合に配慮する旨が既に入っていて、これは条例改正の中で後から入れ込んで改正したわけですが、そういう状況もつくられておりますので、内部の審議会等においてもなるべく女性に入ってもらえるような配慮はさせていただいているところかと存じます。

私のほうから以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 基本的な考えとしましては、民主主義というのは私はスタート平等だ、チャンス平等だというふうに思っているのです。そういうチャンス平等の機会がいかにたくさんあるかということが大事だと思っております、そういった手法としてはこれまでニセコでは、なかなか審議会とって例えば1年、2年そこにずっと出るとするのは、時間もないし、労力もかかる、大変だということもあって、町民講座というのを設けてフランクに出入り自由にしましょう。実は町民講座も最初は1年で、町民講座に出席する人たちを集めて、10人から当時20人ぐらいでコアなメンバーで1年間やりましょうと。そこでいろんなまちづくりを議論しましょうということをやりましたが、固定するとなかなか、ずっと毎回出るとするのは厳しいよねというようなこともあって、それで今町民講座自体も自由に、1回でもいいし、自由に課題ごとに出てください。これは、私もやってみて、例えば介護保険制度走るときも、介護保険に興味ある人は来るのです。あのときも

30人から、多いとき80人以上、町民センターに集まりましたし、例えば情報公開なんかも最初情報公開の意見交換会やるといったときに7名です、来られたの。しかし、そこで濃厚な議論ができたということもあったかもしれませんが、その後奥津さんという情報公開の講演会やったとき150名以上が町民センターに集まったと思います。要はそういった情報の機会が幅広くあって、私ども例えば5人集まればどこでも行きますと、あるいは会場なければこちらで用意してということで、気軽にそういう場を設けたり、多様な手をとっているのです。

今先進事例で幾つかの自治体やっておられますが、そこはこういう多様な手法がそんなにあるわけではないのです、見ています。幾つか私も知っております。だから、そういうところは住民基本台帳からやられているところもあると思いますが、私どもはそのほかにも多様なものを持っていて、そういった実践の経過が先ほど議員言われたこのまちづくり基本条例というものは集結したものだと思っておりますので、今の正直言いまして膨大な事務量の中で、あえて住民基本台帳から無作為抽出をさらにして、またやるというのは相当負担も大きいというふうに思います。ただ、おっしゃるとおり、きっかけとか気づきづくりという面では効果があるなと思いますので、どういうPR、こういうものを行っていますよ、こういう委員会も公開でやっていますよというのをうまくお知らせする仕組みについては今後とも検討してまいりたいと思います。基本的には、お任せ民主主義、行政依存体質から脱却しようと、そして住民の皆さんがみずから考え、行動する。そして、そこにあるのは主体性なのです。自主性ではないのです。自主性というのは何か目的があって、そこに参加することでありますけれども、みずから考え、行動する主体的な町民の皆さんの力によってニセコのまちづくりを次のステージに行きたいというのがこのまちづくり基本条例の大きな狙いであるということをぜひご理解賜ればありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 1つだけお聞きしたいと思います。

町長は、こういう無作為抽出方式に賛成できないのですか。やってみようという少し積極的な気持ちはないのでしょうか。

そして、私思ったのですけれども、委員会とか、そういう人選の選び方についての検討委員会というのがあってもいいのではないかなと私は思っています。どのように選んでいくのか。もっとも具体的な例でわかりやすく説明したほうがいいのかなと思いますけれども、ちょっと漠然然としているところもあるかと思っておりますけれども、まず町長が今おっしゃったように無作為のところのメリットも認めていらないわけではないと思いますので、いろんな試しというか、やってみるのも大事ではないかなと思っております。何度も言うように、サイレントマジョリティー、声なき声を拾ってくる。それから、気がつかなかったけれども、これがきっかけで気づく人も出てくるということも十分考えられるので、いろんな才能の方はたくさんいらっしゃるの、そういう方に一声かけることによってまちづくりに参加しやすくなるという機会を少しでもふやしていただきたい。

なぜこんな質問をするかということ、今まで何回も見えてきて、余り変化がない、努力していること

を認めないわけではないのですけれども、余りにも同じ人にばかり、委員が足りないということでまた同じ人に頼んで、一人が5つも6つも、6つもかどうかはわからないのですけれども、抱え込んでずっと長期にわたって切れ目なくやっている方も私も何人か知っていますので、そういうことも新たな人材を発掘するという意味で取り入れてみてはいかがかと思うのですけれども、町長、もう一回お伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 私は、無作為抽出を否定しているわけではありません。手法としてはいい手法だと思います。ただ、私たち今現在多様な手段を設けているので、そこにそういう、事務上も負荷は相当あると思います。そういったことを入れる合理的というか、はっきり言えば人的余裕、組織としての力があるのであれば、今やっているいっぱいあることに傾注したほうがいい。そうでなくても大な今事務量を職員がこなしている中で、新たにまたそういった事務負担を設けることがニセコ町全体のためになるかということでもあります。そういうことのちょっと懸念を持っているというようなことでもあります。今日本で主導しているのは構想日本というところが中心となってやっておりますが、その構想日本の私もメンバーの一人でありますので、その重要性は十分わかっています。ただ、こういったニセコ町のような住民自治の実践というのをずっとやっていないところ、全くそういうところがないところにそういう無作為抽出入れているところと、私たちは実際これまでやってきたものを大事にしながら今動いているということとやっぱり区分けする必要はあるのではないかというふうに思っておりますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午前11時30分まで休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

齊藤うめ子君。

○5番（齊藤うめ子君） それでは、続けて質問させていただきます。

4件目になります。子どもたちをがんから守るために、日本は欧米に比べ胃がん大国と言われ、罹患率が非常に高いがんと言われております。この胃がんの原因の99%がピロリ菌の感染によるものとわかっています。このピロリ菌を若いうちに除菌すれば、将来的に発症することはほぼないと言われております。若いほど除菌効果があると言われております。このピロリ菌検査と除菌をまず中高生を対象にニセコ町で実施してはいかがかと思いますが、町長、教育長の見解を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

本年11月の北海道新聞電子版では、全道で55の市町村がピロリ菌検査、除菌の補助を行っている旨の報道がなされております。後志管内においては、平成28年度から京極町、平成29年度から倶知安町、積丹町、真狩村、平成31年度から仁木町がそれぞれ中学2年生を対象に検査を実施しており

ます。実施方法につきましてはそれぞれの市町村で多少異なりますが、対象者は中学2年生の希望者としているところが多く、中学校との連携については検査に関する文書の配付と当該検査のための尿の回収に係る場所の提供の協力を得て実施しているとのことでございます。本町としましても関係機関と事業実施について検討を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、斉藤議員のご質問に私のほうからもお答えをいたします。

先ほど篠原議員の質問にお答えしたことと同様ではございますが、町と連携を図り、検査の実施につきまして学校と協議してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 先ほど篠原議員がピロリ菌について質問されましたので、ほぼ答弁いただいておりますけれども、ニセコ町が今まで実施されなかったのはちょっと残念だなという気がします。先ほどもあったように、もう昨年度において市町村におけるピロリ菌検査の実施状況に係る調査票も送られてきていたわけですから、そのときにちょっと検討されなかったのかなという思いはあります。

それで、先ほどもうほとんど答弁していただいたのですけれども、やはり早いうちに除菌することによって将来がんにかかる確率が非常に少なくなるということは、非常に大切なことだと思います。それから、私が得た状況では、ことし4月時点で道内30%の市町村がピロリ菌受診について公的補助を受けているということなのですけれども、それについてもちょっと確かめたいなと思っております。

それで、検査方法なのですけれども、各自治体で随分違いがあるようなのです。それで、私もこれはどうされるかわからないのですけれども、毎年学校で新学期が始まったときに尿検査をするのです、健康診断で。その項目の中にピロリ菌の検査の項目を1つ入れると、もうそこで第1次の検査というのができるわけです。そうすると2手間かかることもなく、検査をできることになるようです。ですから、ぜひそういう方法でやっていただきたいと私は思っております。それから、この検査の結果が出たときにどうするかということは、その本人と話し合うとか、陽性が出たとか、そういうときに話し合うということは大事ではないかなと思います。まずは検査を受けてもらう。そして、陽性反応が出たときの対応とか、そういうことは細かくこれから町と教育委員会、保健福祉課のほうで検討していただけたらなと思いますけれども、とにかく子どもたちをがんから守るためにこういう検査というのはぜひ積極的にやって、進めていただきたいと思っております。もう一度、やるかやらないかということをお聞きしたいなと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 先ほど篠原議員さんに答弁させていただいたとおり、できるだけ早く検査を関係機関との合意のもとに進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斉藤うめ子君） では、次に参ります。

日本ユニセフの子どもにやさしいまちづくりについて町長に伺います。子どもにやさしいまちづくりをつくるための事業は、1996年に開催された第2回ハビタットツーで提唱され、発足しました。この背景には、1992年6月にリオデジャネイロで開催された国連地球環境会議での持続可能な開発のための取り組みの一環として子どもたちの権利条約の推進が提起され、子どもにやさしいまちづくり事業がネットワーク化され、世界ではヨーロッパを中心に900の自治体が参加しています。日本ユニセフ協会は、2016年11月18日、子どもにやさしいまちづくりシンポジウムを開催し、子どもにやさしいまちづくり連絡会を発足しています。

ニセコ町は昨年10月29日、ニセコ町ほか4市町、安平町、奈良市、町田市、富谷市とともに日本ユニセフ協会から日本型子どもにやさしいまちづくりモデル検証作業の自治体に委嘱されました。この事業は、2年間の予定で検証されることになっております。ことし11月14日に日本ユニセフ協会パネルディスカッションが開催され、保健福祉課長がパネラーの一人として参加されておりますが、SDGsとの関連でどのような内容か、来年10月の策定期間まで1年を切った現在、この事業の進捗状況を町長に伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ニセコ町は昨年10月、日本ユニセフ協会から日本型子どもにやさしいまちモデル検証作業自治体として委嘱を受けております。これは、ユニセフが提唱する日本型子どもにやさしいまちモデル構成要件、基本9項目と当該自治体にとって特有の項目の計10項目のチェックリストを用いて、委嘱を受けた全国の5つの自治体それぞれが検証自治体の子ども施策に適合するか自己評価作業を行うというものでございます。議員にご紹介いただきましたとおり、ことし11月には東京で日本型子どもにやさしいまちモデル検証作業中間報告フォーラムが開催され、検証作業実施の5つの自治体からそれぞれの取り組みについて報告を行っております。ニセコ町からは桜井保健福祉課長が出席し、ニセコ町におけるSDGsに関連したまちづくりの取り組みの紹介と、その中で子ども議会や子どもまちづくり委員会などを通して子どもがまちづくりに参加している状況の発表を行っております。

また、ニセコ町における検証作業の取り組みですが、ことし7月に管理職で構成する子どもにやさしいまちづくり委員会を設置し、8月には日本ユニセフの三上シニアマネジャーを講師に子どもの人権に関する職員研修を実施しております。また、関係課の職員で構成するワーキンググループでの検討会を開催し、作業内容の共通認識を図るための説明を行ってきたところでございます。具体的な作業内容や目的については、初めに各課で取り組んでいるSDGs関連事業の洗い出しを行い、子どもの目線での施策が反映されているか、チェックリストを用いてチェックを行います。その結果を情報共有し、それぞれの事業へフィードバックすることにより、最終的にニセコ町が行う事業については子どもにやさしいまちづくりにつながり、実践していくものとなるように進めていくものでございます。また、今後の作業につきましては、来年1月末までにワーキンググループでのチェックリストの疑問や不明点などを整理し、2月に行われる日本ユニセフ本部での学識経験者

などで構成される委員会で5つの自治体から出された課題などについての意見交換や協議が行われることとなっております。そして、4月からはニセコ町の全課においてこのチェックリストを使った取り組みを行うという予定となっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 子どもにやさしいまちの基本となる作成には、子どもの権利条約に基づいて子どもにやさしいまちの詳細な総合計画と行動計画を定めて実施するという項目があるのですが、今のご説明ではちょっとそれ十分に理解できなかったのですが、基本計画をつくるのに対してお聞きしたかったのは、子どもたちの声とか、それから保護者の声、それはどのように、もう既にお聞きになっているのですか、それかこれからそういう作業をされるのかお聞きしたいなと思っています。

そして、ニセコ町子どもの権利条約というものを子どもたちとその関係者でつくってはどうかと私は思っています。これちょっと調べてみたら、奈良市なんかはきちっと子どもにやさしいまちづくり条例というのはもう2015年に作成しています。こういう条例というのを作成するという条件がこの中に盛り込まれているようなのですが、ニセコ町はそういう子どもにやさしいまちづくり条例というのを作成する予定でいらっしゃるのでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） それでは、私より今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の子どもの基本計画をつくる、これは子どもの人権の部分ですけれども、今回ユニセフから委嘱を受けている事業につきましては、先ほど町長からの説明があったとおり、10の項目のチェックリストをそれぞれの検証自治体で作業を行うに当たって、この項目が適切であるかという実証を行うというものでございますので、子どもに関する計画をつくるといったものではございません。なおかつ、これは行政内部のPDCAですか、自己評価方式のプロセスの中での活用ということですので、特に保護者からの声を聞くとかというものではございません。先ほど説明のとおり、内部での協議に活用されるものと考えてございます。

また、ニセコの子どもの権利条約をつくってみてはいかがかという部分ですけれども、基本今我々が仕事していく中での根底にありますまちづくり基本条例の中のそれぞれの年齢に対応したまちづくりに関する機会をつくるといったものの具現化されているものが子ども議会や小中学生子ども委員会かと思われま。そういった点で、改めて別建てでの子ども権利条約が必要なのか、その辺の検討からが必要なのかなというふうには思っているところでございます。

済みません、担当者の意見としては以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 流れとしては、今桜井課長からの説明のとおりであります。要は行政内部のチェックをしっかりとやって、そのことによって今後また次のステージ、そういった条例があえて基本条例以外でも必要かどうか、そういったことも詰めながら、子どもの人権がしっかりと守られるような町自体の基礎にしていきたいということでもありますので、そういった検証結果が出ましたら、また公表し、ご議論を賜ればありがたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） この検証作業には一応策定の期限があるのですが、その策定の期限には今桜井課長がおっしゃったようなことを発表するだけにとどめるわけですか。検証、チェックをきちっと、行政内部のニセコ町がどういう子ども施策をやっているかということをチェックして、それを発表するというだけで終わるわけですか、今回は。そこをちょっとお聞きしたいなと思っています。

基本条例の中に確かに子ども議会とか、それから子ども委員会とかというのはあるのですが、それはそれとして、新たにやっぱり子どもを守るための条例というのはニセコ町には必要なかなと思っています。そして、そのためには時間はかかるかもしれないけれども、まず子どもたちから意見を聞いて、声を大きく、そして時間はかかるかもしれませんが、保護者も含めて子どもたちにつくってもらうことが私は非常に大事なことはないかなというふうに思っています。それについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 私のほうから策定と言われている部分をもう一度ご説明したいと思います。

あくまでも日本ユニセフのほうから委嘱を受けている業務については、計画をつくるといったものではなく、ユニセフが想定しているこのチェックリストが果たして本当に日本の子ども・子育て支援で有効なのかというところを評価するというものでございます。なので、そこで最終的に来年の10月に計画だとか、そういった書類、報告書のようなものが完成するというものではございません。あくまでも実証した中で、自己評価方式のこの項目が日本の子どもにやさしいまちづくりに適しているかというところの調査の結果としての発表は報告することになると思いますけれども、多分齊藤議員がおっしゃる計画書のようなものができるということではございません。

また、子どもを守るための条約等につきましては、また町長のほうからご説明したいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） このチェックリスト、今回5つの町が検証で指名されて、今進んでいますけれども、世界的には日本の子どもに関する人権を守る動きというのは本当におくれているのです。そのために、日本の各自治体が子どもにやさしいまちづくりの宣言を行う、あるいは計画をつくるに当たって日本の社会特有のどういう課題があるかということを実践上で洗い出すと、日本ユニセフがつくったたたき台も含めて、それがいいものかどうかということ各自治体の検証の中から浮かび上がらせて、それぞれの委員会の中に有識者も含めた専門家おられますので、その中で世界標準としての日本の子どもにやさしいまちづくり、CFCモデル事業というものが妥当かどうかの検証を行う。当然我々も入っておりますので、その有識者の日本ユニセフとしての考えも受けながら、できるだけ世界標準に近い中で子どもの権利状況が守られるまちをどうつくっていくかという議論をしっかりしていくということでもあります。もちろん将来的にはそういった条例化であるとか、

もっとうこういう点が足りないということがいっぱい出てくると思うのです。そのことによって、町全体の子どもにやさしいまちの質を上げていくというのが今回大きな日本ユニセフの実証作業というのの目的でありますので、ぜひご理解賜ればありがたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斉藤うめ子君） ニセコ町の公営塾について、市町村が設置する公営、公設塾がここ数年道内で続々と誕生しています。2018年だけでも少なくとも道内8市町村で新設されたと言われております。今日本で一番成果が上がっている公営塾は、大分県豊後高田市と言われております。数年前にニセコ町教育委員会がこの豊後高田市の学びの21世紀塾を視察されておりますが、教育のまちづくりを実践し、成果を上げているこの公営塾から何を学ばれ、また参考にされているものがあれば教えていただきたいと思っております。ニセコ町が来年4月から開設する予定の公営塾についてどのような事項を想定しているのか、また予算について教育長、町長に伺います。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの斉藤議員の質問にお答えをいたします。

大分県豊後高田市の学びの21世紀塾は、平成14年、学校週5日制の実施に伴い、市が立ち上げた公営塾です。平成25年7月、教育委員による道外視察として豊後高田市を訪れ、塾についての説明を受けるとともに、その事業の一つである寺子屋講座を見学してまいりました。寺子屋講座では、小学生がそれぞれに課題を持参し、自主的に学習を進めていく中、講師が必要に応じてサポートするという様子でありました。そこには全く強制力がなく、子どもたちの主体性が尊重されておりました。学びの21世紀塾は、子どもたちがみずから学びたいという意欲と次代を担う子どもたちの教育に積極的に貢献したいという市民の思いや協力によって、さまざまな講座が発展的に開設されておりました。こうした学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちの自主性を育み、あらゆる可能性を引き出すことを目指している学びの21世紀塾を軸とした豊後高田市の教育は大いに参考となり、学ぶべきところがありました。

次年度開設予定の本町の公営塾につきましても、地域の人、物、自然を生かし、子どもの知、徳、体全ての面でこれからの社会を生き抜く資質、能力を育むことを狙いにしてまいりたいと考えております。具体的な講座内容や開設予算につきましては現在検討を進めているところでありますが、コミュニティ・スクールとも連携をしながら徐々に拡充を図り、子どもたちの学びの選択肢が広がるものにしていきたいと考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

ただいま教育長からの答弁のとおり、具体的な取り組み内容や経費等につきましては現在教育委員会において検討中であることから、その詳細が決まりましたら、その取り組みを支援してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） この公営塾なのですけれども、大分県の豊後高田市の公営塾、すごいものだと思います。まち全体が教育によるまちづくりと銘打っているだけあって、ほとんどの子ども

もたちがこの公営塾に参加している。そして、次々新たな要望に応じて広げていって、学習漬けとか、学習だけではないのですけれど、そのような印象を受けているのですけれども、ただ子どもたちに適切な勉強をしっかりサポートするということは非常に将来的に大切なことですので、これは必要かと思えますけれども、先ほども伺ったように、ニセコ町の本質的な狙いとか、公営塾設置の狙いというのは本質的にどこにあるのか。それと、何が必要かという子どもたちの声、それから保護者の声などはどういうふうに集約して、これからそれにかかわってくるかと思えますけれども、どういうふうにとらえていらっしゃるのか、そこをぜひお聞きしたいなと思っています。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） ただいまの斉藤議員の再質問にお答えをいたします。

まず、豊後高田の今おっしゃっているようにさまざまに拡充されてきたわけですけれども、先ほど申し上げましたように、学習漬けというようにおっしゃいましたけれども、先ほど言ったように知、徳、体と、それぞれの面での学習支援であったり、体験活動であったり、地域の方と一緒に行動したりするので、いろんな選択肢があるという中で、子どもたちが自分たちのニーズに応じてその講座に参加をするという仕組みになっておりまして、本町で狙いにしているところも今の子どもたちに求められる資質、能力ということを考えますと、いわゆる知識理解だけではなくて、それを使って思考したり判断したり表現をしたりという、そういう力だとか、あるいは人間性そのものであったりということだったり、そういうあたりから、いわゆる従来の学習、学力のみならず、いろいろなものに挑戦する気持ちだとか、体制だとか、協力性だとか、そういうものも育てたり、それから人への感謝とか思いやりとか、あるいは体力だったり、そういう総合的な力を放課後や休日を使った中で行えないかというところで考えているところです。

ことしにつきましてもいろんな、報告していますとおり、ニセコチャレンジだとか、そういう学びの体験を広げるということで取り組んでおりますが、そういうものを統括いたしまして公営塾として知、徳、体という面で始めたいと思っています。余り最初から広げてしまいますと、なかなか無理がかかってしまいますので、今あるものを活用しながら始めて、そしてその上で子どもたちの声、保護者の声も聞きながら肉づけを図っていけるようなものにしてまいりたいなと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 今教育長のお話を伺っておりますと、しっかりとした概要があるわけではなくて、スタートして、それから声を聞いていくというふうな感じで進めていくというふうな構想でいらっしゃるわけですか。それで、私は豊後高田市が日本で本当に素晴らしい公営塾の見本みたいになっているのはすごいと思うのですけれども、本当に子どもたちに余暇とか、自由参加とはいってもほとんどの子どもたちがその場合は参加してやっているわけです。そして、全部無償で、予算が、豊後高田市は2万2,000人ぐらいの人口のまちなのでございますけれども、教育費に1,500万円ですか、年間。そして、その半分以上が講師に払う金額だというふうに記載しておりましたけれども、それを必ずしも採用するかどうかはわかりませんが、ニセコ町の場合は希望する子ども

たちが参加するという形をとっていくという考え方でいらっしゃるわけですか。

それと、これもやっぱり子どもの権利条約と関係してくると思うのですが、子どもたちの能力、子どもの権利条約の29条です。児童の教育についてこんなことが書いてあるのです。児童の教育が次のことを指向すべきことに同意するとあって、児童というのは18歳までの子どもを対象にしているのですが、人格、才能並びに精神的及び身体的な能力を可能な最大限まで発達させることというふうにあります。これすごく大事なことだと思います。その一方で、31条で締結国は休息、余暇、遊び及びレクリエーションの活動を行い、並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認めるというふうにあるのですが、最大限に能力を発揮させることと、それから休息、余暇という形をどのようにバランスを考えて進められる計画か、これ大事なことだと思うのですが、それをちょっとお聞きしたいなと思っています。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 私のほうから基本的な考え方で、私が総合教育会議を通じて教育委員会にお願いしていること、それは2点であります。1つは、子どもたちの居場所づくり。それから、2点目は、例えば小学校のときにちょっとした算数がなかなかわからないという子どもたちが悩んでそこへ来たときにサポートして、いってみればついていけないような子どもの質を少しでも上げるような、なかなか学校で聞けなかったり、どんどん、どんどん授業って進行していくので、そこで課題があったら教えてくれるような、そんなアフターな場所があればいいのではないかと、そういったことを小さく産んで育ててほしいと。だから、最初からがちょっとした計画なんてあり得ないので、豊後高田も全く小さいところから、今多様なものができてきました。それは、時代のニーズとか、保護者の皆さんや、うちの町の希望感だとか、あるいは小学校も近藤のように離れたところにありますので、そういったものに適用するようにどんどん、どんどん変化していけばいいと。だから、最初からばしっとした計画をつくって完璧なものなんていうといろんなことがあってできなくなってしまいますので、とにかく進んでほしいということで、教育総合会議では教育委員会各委員にお願いをしております。理想としては、将来はそういった子どもたちに多様な選択肢があるというのが望ましいのではないかと考えておりますが、最初はとにかくやれるところからやってもらうところからスタートしていきたい。そういうことをお願いしてきた経緯があるということだけご理解いただければありがたいです。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） もう一度豊後高田を視察したことお話ししますが、私たちが見た寺子屋塾というのはその地域の小学生が学校終わったらめいめいに集まってきて、そしてそれぞれの持ち寄った宿題であったり、課題であったり、あるいは講師が用意したプリントにそれぞれが取り組み始めるわけです。そこに大人がいて、必要に応じてサポートする。子どもたちは、課題が終わったらもうそこで帰るわけです。ですから、ほんの15分、20分で帰る子もいれば、1時間いて、それから帰る子もいれば、そういう意味では全く先ほど言いましたように強制力がなく、子どもたちの主体性が尊重されていると。ですから、子どもたちは自分の時間の使い方ということでそうい

う時間を過ごしておりますし、その後自由に使える時間も恐らくはあるのではないかなと思っていますので、そのようなことは非常に私も参考になりましたし、学びたいなというところで考えておりますので、そのようなものも取り込めたらなと思っています。先ほども言いましたけれども、余りがちとしたものを最初から幾つも幅を広げて取り組むよりは、もちろん講座、教室ということでは幾つか開設しますけれども、そこからいろんな声を聞きながら広げていければなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斉藤うめ子君） 最後になります。

ニセコ高校の新年度生徒募集の状況について、ニセコ高校の入学者数は昨年の定員数を超える45人の出願者数を除き、年々減少傾向にあります。少子化の影響もあり、生徒数の減少はやむを得ないものがありますが、特にことしは17人の入学者数で、恐らく過去最低になったのではないかと思います。その原因の一つは、2018年の出願者数45人に対し、入学者数は定員の40人で、5人の生徒が入学できず、その影響もあつてか、ことしの出願者数が大幅に減ったのではないかという考えがあります。

そこで、ことしの新年度の生徒募集に向けて何か新しい施策は行われたのか。

2番目、生徒数減少に向けて、今後ニセコ高校のあり方について何か対策を検討しているのか。教育長に伺います。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの斉藤議員の質問にお答えをいたします。

まず、ニセコ高校の新年度の生徒募集に向けて何か新たな取り組みを行っているということについてはございません。高校では、中学生への情報提供が不足しているという指摘もあることから、パンフレットを充実させるなど情報発信の改善に取り組むとともに、体験入学の機会を充実させるということでニセコ高校の取り組みをしっかりと知ってもらうことに力を入れてまいりました。また、本年ニセコ中学校とより連携を充実させ、中学校の技術・家庭科における共同作業を行ったり、あるいは先日の高校の校内実績発表大会に中学生が見学をするなど、ニセコ高校の特徴が地元の中学生にも伝わるよう対応してきております。生徒募集につきましては、学校の特色と生徒の意向とのマッチングが重要であると考えており、ニセコ高校で飛躍したいと考えている生徒に適切な情報がつながるよう、引き続き鋭意取り組んでまいります。また、入学者の増減につきましては、その年の社会情勢や生徒の志向などが影響するものと理解しており、必ずしも前年の入学者数に影響されるものではないと考えております。

次に、ニセコ高校のあり方につきましては、入学者数の動きとはまた切り分けて考える必要があるのではないかなと思います。子どもたちは、高校に進学する際に大きな人生の選択をします。この子どもたちの選択肢をしっかりと守ることが重要ではないかと考えております。地域で高校を持続させるには多額のコストが必要ではありますが、地域が望み、運営を持続させ、生徒たちに選ばれる学校とはニセコ町においてどのようなものか、各所における議論が必要だと思っております。これまでは、ニセコ高校振興対策会議や教育委員会と高校との懇談など議論を重ねてまいりました。令

和4年度から新しい教育課程が始まりますので、その編成に向けて今後の方向性を定めていかなければならないと考えております。高校のあり方につきましては地域戦略ともリンクするものであり、町と連携を図りながら議論を加速してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） ただいまの教育長のお話の中で、令和4年度から何か新しい方法で検討しているというお話があったと思うのですが、それはどういう、高校そのものの例えば学科転換とか、それから新しい科を設けるとか、そういうことも検討の中に入っているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、もう一点、先日まちづくり懇談会で1つ気になったことがありましたので、伺いたいのですけれども、町民の方からニセコ高校の生徒数の減少について質問があったのですが、町長が地元の子どもたちを優先したいので、万が一たくさん応募した場合落とすわけにはいかないの、定員割れであったほうが良いというようなお話があったと思うのですが、これは町長だけではなくて、地元の生徒たちを優先的に入れたいという考え、そういう声はあちこちで聞いておりますけれども、もし万が一オーバーするようなことがあったとしても、ニセコの地元の子どもたちは優先的に入学させるという定員枠とか、そういう特別枠とか、そういうことも検討してもいいのではないかと思います。これは町営の高校ですから、そういうことは検討されないのかなと思っています。

そして、先ほど申し上げたように、なかなか生徒数、今子どもたちも減少傾向にありますから、生徒を集めることは難しいかと思うのですが、前から申し上げているように、もっと広い範囲から公募もすべきではないかなと、道外も含めて。せっかくニセコということに憧れているお子さんたちもいらっしゃるの、そういうチャンス、機会を提供するというのも大事なことでないかと思うのです。ですから、それもぜひ検討していただけたらなというふうに思いがあります。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 私答弁者ではありませんが、齊藤議員さんが全く違う趣旨の発言をされたので、説明させていただきたいと思います。

まちづくり懇談会に出たときに私が言ったのは、そういう意見も町民の中にありますという意見を紹介しただけです。私の意見は全く違います。そのことだけ、間違っただけで訂正をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、再質問にお答えをいたします。

令和4年度からというふうに言いましたのは、ご承知のように学習指導要領が今変わる時期です。今小学校、中学校では移行期に入っていて、来年度、令和2年度からは小学校の学習指導要領が本格実施になります。令和3年度には中学校の学習指導要領が本格実施になります。令和4年度

からは、今度高校の番になるということです。ですから、それに向けての準備が来年から高校については移行期間ということで始まるわけで、令和4年度に向けて学校の教育活動のもとになる教育課程をどのように組んでいくか、それを今そこも含めて議論しているところです。つまりどういう学校を目指すのかに当然かかわってきますので、どのような教育課程を組むのかというあたりが変わってきますので、先日の教育委員と高校の先生方との懇談といえますか、協議の中でも、それに基づきながらそれぞれの双方の考え方とか、今高校で進めていることだとかを交換し合いました。そういうところの議論を双方に進めながら、お互いにまた意見交換をして、町としてこういうふうには高校について考えたいということと高校の先生方の実際の進めるものと、それを互いに議論しながらニセコ高校の今後ということを考えてまいりたいなと思っているところです。

その中で当然募集範囲はどうするのかだとかという話にもなってくるのではないかなと思います。ただ、これにつきましては、のんびりしていることも実はいかななくて、令和4年度に向けた新しい教育内容ということでいいますと、もうそろそろことし、来年で進めていかなければならないというふうな段階でございます。

以上です。

○5番（斉藤うめ子君） 私が質問したニセコ枠ということについてはいかがなのでしょう。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） 合格者を判定する上で、例えば公立高校の学力検査があるところは推薦枠みたいのがありますけれども、ご承知のようにニセコ高校につきましては当日については学力検査はありません。面接検査ということになります。あとは、中学校の資料に基づいて学校の中で判定委員会という組織を持ちまして、そこで合否を決めることになります。その際に地元枠というのが果たして公平性が得られるのかということについては、私の中では今のところ考えはございませんでしたということで、あくまでも公平な判定委員会のもとで合否が決まるという仕組みにつきましてはこれからも尊重してまいりたいなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午後1時15分まで休憩します。

休憩 午後 0時18分

再開 午後 1時14分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浜本和彦君。

○6番（浜本和彦君） 6番、浜本です。通告に従いまして質問させていただきます。

温泉保護について、本町において開発が依然として進んでおり、そのことに伴い、今後温泉の掘削がふえることが予想されます。そこで、現在の温泉施設がどのような状況になっているのかと今後ふえることが予想される温泉掘削に対して町として懸念されること、その対応を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの浜本議員のご質問にお答えいたします。

倶知安保健所からの情報によりますと、ニセコ町にある温泉井戸は現在47本でございます。そのうち利用中の源泉が17本、動力ポンプがないものを含め現在未利用の源泉が30本となっております。実際の利用率は36%となっているところでございます。温泉の掘削の許可は、申請時や許可に際してニセコ町としての意見を述べる機会はなく、温泉法に基づき北海道知事が行っており、後志管内は倶知安保健所がその事務を担っております。北海道における許可基準は、環境省で策定した温泉保護に関するガイドライン、これは平成26年に環境省自然保護局から出されているものですが、これをもとに地域の特性や源泉間の距離、深度などを総合的に勘案して許可されているものでございます。

温泉の掘削に当たっては、北海道温泉審議会により慎重に審査され、適切に判断されているものと思いますが、将来的には温泉掘削が増大した場合、資源の枯渇あるいは環境悪化への懸念も持っているところでございます。ニセコ町においては、乱開発を防ぐため、開発行為に対し、景観条例や準都市計画、水資源保全2条例において開発規制を行っていることから、事前に問題が生じるケースに対しては担当課で連携して事業者に注意を促すなどの取り扱いをしているところであります。しかしながら、温泉掘削については、直接北海道に申請が出され、ニセコ町には情報が提供されない現在の仕組みとなっております。今後とも北海道に対して地元への情報提供をいただけないか、協議をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 浜本議員。

○6番（浜本和彦君） 返答ありがとうございます。私のほうも、今町長言われたようにニセコ町には許可に対する権限がないということも事前に知っておりましたけれども、申請上がる段階において町として何か言える意見は多分多少はあるのかと思いますけれども、ほとんど道で今言った審議会で決められるというのは私も携わったことがあるので、ある程度は知っているつもりでございますけれども、なぜ私はこの質問に及んだかといいますと、実際は隣の町の倶知安町が今、先月新聞に載っていましたが、保護地域になる。来年あたりになるのではないかと。場所とか、それから湯量とか、泉源とかいろいろあって、一概には物が言えないということも知っていますけれども、ニセコ町は今の状況からいって、47本のうち17本ですか、実際に使っているのはそのぐらいと。今後ニセコ町については私は心配はしていませんけれども、私の質問からいうと逆になるのですけれども、入湯税が今ニセコ町は約8,500万円万ぐらい、前年ぐらいで入っていますから、逆にむやみに掘られても困るというのは、町としてはそこは制限できないところで、道が決めることですからあれですけれども、使ってもらって入湯税を払ってもらったほうが私は逆にいいのかなと思っ
ていまして、規制するところは規制していいのですけれども、どんどん掘ってもらって入湯税が入るような施設をつくってもらおうというほうが私はいいのではないかなというふうに思っていますので、いろんな考え方があるかと思いますが、前向きなことを考えるのであれば、規制するばかりでなくて、そういう業者が出てきてやりたいって言ったときに、逆にいい条件でいい状況をつくってやるというのも町の仕事かなと思いますので、その辺も含めて、ほかの市町村で何かいい例があれば知らせていただきたいし、なければないで結構ですけれども、その辺も含めて返答いた

ければと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 温泉自体は確かにいろいろあって、選択肢もふえるといいわけですが、現在はほとんど、いろんな規制があるのでないのですが、昔は温泉を掘削したお湯を川に放流をして、川の生態系が変わったという事例もあるものですから、今後そういったことを全体を見ながら温泉の振興は進めてまいりたいというふうに思います。また、理解をいただくために、8,000万円強の入湯税を今いただいておりますから、これらがどういったものに使われているかだけ担当課長のほうから情報提供として説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） ただいま町長のほうから入湯税の使い道ということでお知らせするようにということでございますので、約8,500万円の入湯税、平成30年度いただいているということは議員ご指摘のとおりでございます。その主な使い道、使い先につきましては、環境衛生施設に係る事業に約4,018万4,000円、4,000万円程度、それから消防施設に係る事業に248万6,000円、観光施設に係る事業として1,782万2,000円、観光振興に係る事業といたしまして2,474万4,000円とそれぞれ充当させていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 私のほうから適正な温泉利用の関係で若干補足させていただきますと、道内でもかなり多くの温泉地ございまして、その中でも函館市さんなんかは温泉の掘削、採取について積極的に温泉資源の保護の指針などをつくって対応しているという事例もございまして、よりよい活用の方法を適正に運用していくという事例ではいい事例なのかなと思っておりますので、こういった自治体の運用状況も参考に、またニセコ町のほうでも検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 木下裕三君。

○2番（木下裕三君） 通告に従いましてニセコ町における宿泊税について質問いたします。

数年前から当町で検討している法定外目的税の宿泊税ですけれども、倶知安町では先月から徴収を開始して、北海道でも宿泊税を観光振興税として制度検討に入って、その他の道内の自治体においても宿泊税やその他法定外目的税の検討に入っております。このように、ことしに入ってから道内及び道外でも法定目的税、とりわけ宿泊税の導入及びその検討を進めている自治体が増加しておりますが、このことについて以下伺います。

宿泊税を導入もしくは検討している自治体の中で、倶知安町ニセコ町のよう隣接しているところはありますか。

先行して徴収を開始している自治体からのヒアリングは行ったか。

あと、先日の議員協議会の中でも担当課から説明を受けていますけれども、ニセコ町における宿泊税検討、導入に向けた今後のスケジュールはどのようになっているか改めて伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の質問でございますが、ニセコ町と倶知安町のように隣接した観光地エリアでの宿泊税の導入もしくは検討している自治体は、確認した段階では存在していないのではないかと考えられます。

次に、2点目のご質問ですが、平成29年7月に当時導入前の京都市、それから導入後の大阪府に、ニセコ観光局プロジェクト事業の一環として倶知安町とともにニセコ町の職員も一緒に調査を行っています。また、今年度中に宿泊税の導入自治体である京都市と金沢市、可能であれば導入前の福岡市で調査を行う予定としております。

3点目の質問でございますが、当初は令和3年6月程度の導入を目指しておりましたが、アンケート調査などの実施結果を踏まえ、宿泊税の使途の絞り込み、いわゆる使い道の絞り込みを行うこと、それから制度上の論点をもう少し深掘りしたいということ、それから北海道が観光振興税の導入を検討していると表明したことから、北海道の動向も見据えながら、さらに1年検討を加えることとし、令和3年の3月に条例を議会提案、令和4年6月の導入を目指したいと現在のところ考えておりますので、引き続きご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 隣接する自治体は見当たらないということだったのですが、何でそういうことを申し上げたかということ、このニセコアンヌプリの山を倶知安町さんとニセコ町で共有してニセコエリアとして、リゾートエリアとして進めているわけなのですが、要は片や同じようなエリアの中で隣の町はもう宿泊税を徴収していて、こちらでは、隣の町では徴収していないという状況、これは観光客のお客さんにとって非常に不平等感を感じさせてしまうことなのではないかなと。このことというのは、事前に導入のタイミングをもっと倶知安町さんとすり合わせておくべきだったのではないかなと感じております。また、ニセコ町のほうでも税率に関しては定額制で免税点を設けるとなっておりますけれども、計画では、倶知安町さんのほうは2%の定率で、基本的には免税点設けていないという状況。こういった点でも非常に大きく異なっていて、こういったこともある程度事前協議すべきだったのではないかなと感じております。要は隣り合わせの同じ山を共有している自治体間の中でこのように違い、相違してしまうということ、大きく違ってしまうというのはちょっと問題なのではないかなというようなことをまず1点、そのお考えを伺いたい。

それと、もう一点、ニセコ町も随分前からというか、2016年から観光目的税として検討を開始したわけで、この検討開始の時期というのは、これは本格的な検討開始となっておりますけれども、倶知安町さんよりも早く検討を開始しているわけですし、その中で今町長おっしゃったとおり、導入の時期をもうちょっと1年先送りして2022年ということだったのですが、倶知安町さんはもう既にことしの11月、先月から徴収を開始して、実質的には2年半おくれることとなります。検討開始から6年たってしまうわけです。22年まで待ちますと。年間でニセコ町の延べ宿泊人数というのは約50万人泊、そうすると1年で億単位の税収が得られないということになってしまうわけなのですが、このことは非常に僕は重大な損失だったのではないかなとは感じております。先ほど町

長答弁でおっしゃったように、いろんな状況も理解しているつもりで申し上げております。慎重に検討することは悪いとは言わないのですけれども、さすがにちょっと遅いのではないかなど、検討開始から6年たつての導入に向けて、なぜここまでおくれたのか、その理由をご説明いただきたいと思えます。

それと、もう一点、先ほどヒアリングを行ったところ、それとこれから視察、ヒアリングを検討したいというところもありますけれども、既にもうヒアリングをしてきた自治体から今後のニセコ町として参考とした点は何かあるのか、もしくはこれはまずいだらうと思う点があったのか。

全部で3点お伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） まず、何度かご報告申し上げたかと思いますが、倶知安町とは再三にわたって一緒に進めるということで約束をしております。町長とも約束しております。そのために職員も同時期と一緒に視察をしたわけであります。我々も倶知安町が導入するのは新聞で知ったという状況であります。その後私にも一切情報はありません。これまでニセコ観光圏においてもそうなのですが、倶知安町においてもいろんな場で情報を出しています。細かいことは言いませんけれども、たくさん実はあります。ただ、なかなかそういった面で一緒に最後までいくという状況になっていないというのは、私も非常に残念であります。本当に広域連合を進め、広域行政を進めたいということであるにもかかわらず、こういう情報もない中でこれまでの約束と違うことをやられるというのは、もう言葉がないというのが実際の状況であります。

我々は、6年ほど前から、この議会の場でもこの検討を進めるということをやって進めておりました。JTBFですとか、いろんな専門家のご意見も聞きながら職員も含めて勉強したところがあります。そんな中で、倶知安町も同じくやりたいと、あわせてやりたいということで、検討のスピードは正直なイメージとしては少し歩調を合わせて、がっちりお互い連携しましょうねというのできたというのが経過であります。ただ、割と短時間に倶知安町さんがやられたということで、協議も失礼ながら何ひとつありませんので、それについてはいろんな思いはあります。

ただ、遅れた理由には、さまざまなそういった連携をしたいと、広域的にやりたいというのが我々の思いでありましたし、そういった面で相当我々自身の中のスピードもよそと合わせるということで、連携をとりたいと言ってきたということであります。ただ、ちょっと我々の意図するのと違う仕組みに今動いておられますので、率にするか定額にするかってやっぱり相当重要な問題であります。そこは、私たちの町においてははっきり事業者の皆さんの意見も聞きながらやっていきたいと思っています。率にすると相当いろんな、実際今困っている実情も先進自治体であると聞いておりますので、これらを踏まえたいということ。それから、当初の説明の目的どおりやりたいという意向もありましたが、北海道が今、実際やるかどうかは別にして検討する宣言をされたらと、そのことを広域自治体を含めて連携して話し合うことも大事ではないかということで1年おくらせていただいた。

おっしゃるとおり、早くいただくとそれなりの事業効果あるということではありますが、我が町にとっては住民皆さんの意見、あるいは特に事業者の皆さんの賛同を得て共感の中で物事進むのでは

ないかと思っておりますので、今個別にも各支配人ともそれぞれ意見交換させていただいて、皆さんの合意のもとに、やっぱりいい制度だよなど、それがこのように使われるのかという税への信頼と安心感を得るためには、おっしゃることももちろんそのとおりだという気もしますが、多少民主主義のコストということでご理解いただければありがたいと思っております。広域行政の難しさというのは私観光圏の会長もやっていますし、観光局というのをもう少ししっかり連携してという思いでずっとやっておりましたが、なかなかそういう面でご理解いただけないという実情があることもご理解賜れば大変ありがたいなと思っております。

あと、ヒアリングした自治体の内容につきましては、担当課のほうからご説明申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） 私のほうから、京都市と大阪府のほうのヒアリングに私が参りましたので、どのような内容だったかということを中心に簡単に報告させていただきます。

まず、京都市さんとは、導入前の状況で、その段階での視察でございました。大阪府につきましては導入後、1月から導入ということで、7月にお話を伺ったという状況でございます。まず、京都市さんのほうでは今検討している最中ということだったものですから、検討委員会を立ち上げて検討を始めているけれども、約1年間で、ちょうど行った次の月あたりに最終答申がなされる予定だということで、1年間の検討委員会での話し合いがなされているということで、若干期間としては短いかなというようなことで担当の方はお話しされておりました。なるべく時間かければいいというものではないですけれども、駆け足で協議するというのはいかなるものかというようなお話を伺ってきたところでございます。京都市さんについては、大阪府さんと違うのが免税点設けないですとか、民泊の関係ですとか、さまざま違うところがあったのですが、京都市はこれから導入という段階のお話を聞かせていただいたということでございます。

大阪府さんのほうは、府で徴収するというところから、市町村との関係はどうだったのかというあたりを重点的にお話を伺ったところでございます。大阪府で徴収するというところから、市町村に対しては補助金というか、補助すると、観光トイレですとか、案内版ですとか、ボランティアに対する市町村から上がってきた事業に対して府として補助をするという使い道で進めているということでございました。こちらのほうも、検討委員会とは別ですが、事業者への周知期間は長くとれるなら長くとったほうがいいですよというアドバイスをいただいたと。大阪府さんの場合、知事からの一言で1月からという期限が切られてしまって、現場の担当としては、かなり苦労したというようなお話を伺っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 3点ほど再々質問させていただきます。

今ニセコ町のほうで検討している宿泊税に関しては、今話題でも出ていましたけれども、免税点を設定するというところになるのか、今計画を立てているということですがけれども、免税点、あるラインのところでは宿泊の丸々の素の部分がその対象になるというふうに理解していますけれども、免税のラインを算出するに当たって、事業者さんの中で例えば食事代だとかサービス代だとかの諸費

用をあえて多くして免税ラインを下回るような金額設定をして、課税をさせないような事業者さんが出るのではないかということも報道の中でも今出ております。これというのは、あえてそういうふうな事業者さんが例えば出てくると、しっかりと税を納めている事業者さん不満も非常に募りかねないなというのがあって、免税点をつくとそういった点が若干心配なことが出てくるのですけれども、そういった逃れようとする、あるいは宿泊者数の過少申告とか、そういったものを未然に防ぐとか抑止するような方策というのは、そういった意味では若干時間的に猶予ができたので、今だからこそ検討すべき事項、早々とやってしまうとそういうところまでなかなか目が僕はいかないと思いますので、逆に時間的に猶予ができたのであれば、いろいろと目配りをしながら制度設計ができるのではないかなと思っています。この点についてまず伺いたいのが1つ。

それとあと、この宿泊税は目的税ですので、これも再三いろんなところで出ていますけれども、要は目的や用途というのが、これがあるの税だというのがこの目的税だと僕は思っています。これをある程度明確にするということはもちろん当然ですし、これを最終的に徴収する宿泊事業者さんがお客様に、徴収する際にこういう使い道なのですよということをちゃんと説明できるということが僕は必要だと思っています。聞いていなかったとか知らなかったということがないようにするべきでありますので、そういった意味でまずスタートとして今年度のアンケート調査とかをされて、事業者さんとかも今まで報道の中で出てきたものが何となく実感でわかってきたと。ただ、その後、次どうなのだろう、どうなのだろうというところで、報道の中だけでしかわからないということではなくて、そういった事業者さんにいろいろと導入のプロセスだとか内容についても含めて周知するような、そういった定期的に周知する手段というのを僕はぜひ考えていただきたいなと思っています。これについてまず2点目にお伺いしたい。

それとあと、3点目なのですが、これも2点目と近い話なのですが、今道のほうが導入を進めているということがありますけれども、それこそ新聞報道ぐらいでしかなかなか、今こんなふうになっているのみたいなことが宿泊事業者はやはりわからないと思うのです。二重課税になったらどうなのだろうと非常に心配もされている事業者さん、特に定額の低料金で設定されているところというのはたとえ100円、200円でもこの課税の比率というのが2%では済まないようなところというのは結構ありますので、事前にニセコ町としての情報もそうですけれども、道の状況もぜひ逐一、わかる段階のところと一緒に結構なのですけれども、情報提供していただけるような、そういう施策をつくっていただけないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） それでは、木下議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、免税点の件でございますけれども、実は免税点を設けている自治体は東京都と大阪府のみでございます。基礎自治体で免税点を設けているところはございません。ですので、もしニセコ町が免税点を設けて宿泊税を導入することになると全国で初めてになるのかなと思っています。東京都、大阪府の免税点の決め方は、都内もしくは府内の宿泊事業者の平均宿泊料が例えば東京ですと1万円、大阪だと7,000円、これを基準にして免税点を設けているという仕組みでございますので、ニセコ町もそれに従って、それでいいのかどうかも含めて免税点については慎重に議論

していかなければいけないのかなと思っております。ですから、基礎自治体と都道府県との考え方、この整理も少し必要になってくるのではないかと考えています。

いわゆる脱法行為、消費税のときも飲食を室内ですか、しないかというふうなことで脱法行為が行われたということで報道もありましたけれども、当然宿泊税も税金なわけです。税金というのは基本的に自己申告制というか、申告主義でございますので、基本的にはそこは宿泊事業者さんとの信頼関係で行うべきものだというふうに思っておりますが、倶知安町さんのように領収書をつけて証拠書類を添付させるという方法も一つではありますが、事業者さんの事務リスク含めてそういったところをどのように、少し易しくするというところも必要かなと思っておりますので、どの辺が申告としての適正な事務行為になるのかということとはほかの自治体の例も参考にしながら決めていきたいというふうに思っております。

それから、あと用途については明確にするというのは木下議員のおっしゃるとおりでございます。ここにきて北海道の観光振興税なども出てきて、当初の目標は11月ぐらいに全体のお話をできればいいかなと思っておりましたけれども、8月ぐらいから北海道の振興税含めていろいろ動きがございまして、その整理だとか北海道との情報交換を含めてちょっと時間を要したということで、来年早々にも一度皆さんのほうに説明する機会を設けていきたいというふうに思っております。それから、北海道の情報も実は重要でございまして、二重課税の問題などを含めて北海道も説明をこれからされていくものだと思いますけれども、同じ宿泊税という観点からいけば、この辺の北海道との調整、意見交換を含めてニセコ町として言うべきことは言わなければいけないのかなと思っておりますので、その辺を含めてきちっと協議したものを出せるものについては定期的に北海道の税についても情報提供していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 実は北海道のほうからアンケート調査というのありまして、各自治体に。いずれどこかの段階で新聞等に出る可能性もありますので、私のほうでアンケートに回答したことで懸念につきましてはそれぞれ整理をして出させていただいております。ただ、北海道が今回宿泊税を設定することに対しては反対ですということの意思を伝達をしているという状況でありますので、ご報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 次に、高木直良君。

○8番（高木直良君） 8番、高木です。通告に従いまして3問ご質問させていただきます。

第1問目は、SDGs未来都市構築事業についてであります。2018年6月にニセコ町はSDGs未来都市の選定とともに自治体SDGsモデル事業にも選定され、国の支援を受けながらニセコ町が提案したNISEKO生活モデル地区構築事業を推進していくこととしております。担当部署であります企画環境課の直近の説明資料によりますと、SDGs未来都市構築事業のタイムスケジュール、これを見ますと第1工区については2019、2020年に実施設計を行い、造成、建設は2021年から2023年となっており、第4工区の完了は2032年と特記されています。2019年3月の事業構想策定報告書、今手元にこれがございましてけれども、これが出された後、9月、11月の町民講座の主要な

報告は外国の先進事例の紹介、未来都市建物のエネルギー消費量削減によるCO₂削減の先進的な意義や全体構想これを伝えるということにとどまっているのではないかと私は心配しています。土地買収、造成、インフラ整備を行う開発運営事業主体は、町や民間からの出資による会社とする。また、地域エネルギー会社設立が予定されておりますけれども、以下の点について私は危惧を持っております。会社設立に必要な要件と、今現在の町としてのより具体的な見通しをお聞きいたします。

1つは、事業全体の資金調達の計画が明らかにされていないことです。どのようなプロジェクトも事業費全体とおよその内訳が示されるものです。全体事業費のうち町の負担額がどの程度になるのかも含め、提示される見通しについて伺います。

2つ目は、第1工区から第4工区の長期工事に伴う周辺環境への影響を具体的に考慮すべきことです。とりわけ工事車両の増加に伴う安全対策は重要です。今の計画では、第1工区入居者は目の前の生活道路を10年近くも工事車両が走る状況が続き、騒音や振動、ほこりの影響を受け、歩行者の安全も脅かされます。施工工区の順番を見直してはいかがでしょうか。

3つ目は、事業主体とされるまちづくり会社の構成と資金計画が曖昧です。確認ですが、2021年度以降の土地買収、造成、インフラ整備は全てこのまちづくり会社が行うということでしょうか。また、現土地開発公社との関係についてもご説明ください。また、新エネルギー会社についても組織体制3パターンの検討が、先ほど斉藤議員も紹介した資料を受け取っておりますけれども、いずれの会社の場合もトップほかの人材確保は欠かせませんが、その見通しが見えません。それぞれの会社設立の要件とはどのようなもので、設立要件を満たすための諸準備の内容をお聞きします。2020年度末までに両会社設立準備を完了させるという今のスケジュールについては相当の無理があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

4つ目は、この事業による人口増を含め、ニセコ町の水道水供給の不足が危惧されておまして、新水源確保と供給インフラの整備が求められておりますし、町も調査を始めております。その水道事業の進捗の見通しとこのまちづくり事業の調整をどのように行う予定かお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

市街地近郊での住宅等の整備について、ここではこれをSDGs街区というふうには呼ばせていただきます。これは、喫緊の住宅不足への対応、住宅がないために住みたくても住めない実情、働き手不足の緩和、住みかえ希望者の希望にかなうような住宅を整備していこうというものでございます。ご質問についてでございますが、その多くが現在検討中のことでありますので、変動要因が多いことを前提として、想定も含めてお答えいたします。

1点目のご質問であります。SDGs街区の全体の資金調達は町の出資、民間からの出資や銀行融資、各種補助金などを想定しておりますが、町の出資を含め、これらの割合等についても検討中であります。本年度内には概算、おおよその経費ぐらゐを提示できるよう検討を進めているところでございます。

2点目のご質問として、長い工期となる場合の周辺への影響については、配慮できることは極力配慮してまいりたいと思っております。

次に、3点目に想定しているまちづくり会社は、町及び町内外の事業者や出資者とともに立ち上げることを想定しておりますが、町の出資割合や資金計画については先ほど同様検討中でございます。また、土地開発公社は町の要請によってSDGs街区の土地を先行取得する予定ですが、これをまちづくり会社に貸し付ける、または移管する、あるいは販売するなど多様な検討を進めているところでございます。

4点目、新エネルギー会社の人材確保については、多角的に検討し、最適な人材を選定させていただきたいと考えております。

5番目、SDGs街区は成長する計画というふうに位置づけておりますので、第1工区から始まり、町内の住宅等の動向を見ながら第2、第3工区と進めていく考えでありまして、10年を超える計画になるものと想定しております。そのため、インフラ整備については当初に全てを実施するわけではありませんので、全体スケジュールを照らし合わせて、必要な際には順次総合的な視点から柔軟に整備を進めていければよいのではないかと考えております。

また、通常自治体においては、ある程度の計画をがちとつくってからパブリックコメントやいろんな説明を行うという手法をとっておりますが、これはニセコ町がこれまで進めてきた例えばビュープラザの建設も実は白紙からです。綺羅乃湯も白紙からです。そのときも、そもそも絵というのはみんなで作るということやってきておりまして、今回のSDGs街区につきましてもそのようなものでありまして、行政報告でさせていただきましたサウンディングですとか、いってみれば構想段階、本当の構想段階、絵からみんなの意見を集めながら熟度を上げていく方法、それからサウンドゼロというのが最近日本でも叫ばれておりまして、これは全く白紙状態からみんなの知恵でさまざまな価値感を入れながら作り上げていく。我々は、これまでも大きなこういったプロジェクトにつきましても、日本がこれからやろうとしているサウンディングやサウンドゼロというのを先取りして進めています。したがって、がちと固まっていない状態で、みんなの意見をさらけ出してみんなで議論をして、みずからが当事者意識を持って参加をする中からつくっていくというのが我々のニセコ町の仕組みということで、これまでもそういうやり方をとっておりますので、その点ご理解賜れば大変ありがたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今のお答えにつきまして、私が危惧することについては余りお答えがなかったのです。というのは、先ほども申し上げましたように、ことしの3月の報告でいいますとスケジュール表が示されています。これに沿って現状を見た場合、今のお答えも含めて現状を見た場合にはかなり私はおくれがあるというふうにみなさざるを得ません。といいますのは、20年度中にこの会社の姿があらわれているというのが今の公表されているスケジュールです。ですが、今例えばゼロからのスタートとか、作り上げてくというお話、その考え方自体は私賛同しますけれども、ただこうやってスケジュールが出ていることと現状のスピードというのを見た場合には相当の無理

が出るのではないかと。

ですから、例えば21年度から会社ができて造成も始まるというような状況には、私は今の状況ではないのではないかと。つまり土地公社として土地を買うとかいうことの事務はまだ始まっていないですね。ですから、21年度、新会社が、これは2つの会社です。まちづくり会社と、それから新エネルギー会社。両方とも21年度スタートするかのようなプランになっています。だから、そこから見るとかなりのおくれが今出ていると思わざるを得ません。ですから、その意味で、もしゼロからのスタートというような、そういう理念も含めてつくり上げていくということであれば、これからまだ時間が相当かかる、その部分の時間というのはかなりかかるのではないかと私は思います。

私は素人ですけれども、何か新しい会社を立ち上げるということは相当な準備が必要だなと思っています。それは、例えば資金計画もそうですし、定款をどうするかとか、それから幹部初め人員、スタッフをどう集めるか。そういうものがそろわないと、これは会社としては成り立ちませんよね。その上で順次工区ごとにやっていくわけですけれども、相当綿密なプランのもとにやっていくと。しかも、それは採算割れを起こしてはとんでもないことになります。ですから、私は、危惧したことについて余り今のお答えは十分ではないというふうに感じました。

それから、工区を今の絵としては、さくら団地に近いほうから第1工区、そして第2工区、一番奥が第4工区になっていますが、先ほども言いましたように、第1工区を先につくってしまうということは、第4工区、一番奥の工事が終わるまで常に第1工区が終わってもう住み始めているところの前を使って工事車両がずっと10年ぐらい走るということになるのではないかと思います。別ルートがあればあれですけれども、でき上がった街区の道路を使って工事車両が走るということになれば、先ほど私が心配したようなことが起きるのではないかということで、工区の順番を見直したらどうかというのが私の先ほどの質問です。そのお答えはありませんでした。

私は、今回の事業については今スタートしておりますから、絶対失敗させてはいけないと思っています。私は、このSDGs未来都市の理念あるいは構想というのは賛成です。特に私が賛成しますのは、CO₂削減という省エネルギーの住宅をここで建てるということはもちろんなのですが、集合住宅を予定しています。この集合住宅については、先ほど住みかえの希望とか、そういう話がありましたけれども、まさにこれから高齢化の中で、特に郊外に住まわれている方で、やっぱり雪が大変、それから免許証を返上するとか、そういう意味での移動が大変、そういう方ができるだけみんなで住める、そういう建物にしていくことに非常に私は意義があると感じております。郊外だけではなくて、町なかでもよく mismatch というふうに言われていますけれども、前は家族で住んでいたけれども、今は高齢夫婦が2人とか、お一人とかという、広い建物に住んでいる。その方が住みかえをして集合住宅のほうに移ると、そういった理念が出されているものですから、理念というより構想がちゃんと出ていますので、その点は物すごく評価します。ですから、絶対失敗させてはいけないというふうに思っています。その上で、やはり今の進行状況というのはかなりおくらしているのではないかとということで、これを1つは積み上げていくというのは大切です。みんなの意見を聞きながらというのは大切なのですが、同時にスケジュールにのせてくということの工夫が必要ではないかというふうに思っています。

済みません、関連してですけれども、例えばみんなに内容を知ってもらわなければならないと思うのです。今の状況を。それで、私がホームページ見ますと、これができているのですけれども、ホームページに載っているのは1枚のシートです。本当に要約したこの間の協議会で配られた全く1枚のシートしかホームページには載っていません。一方、一番最初につくったモデル都市の計画がありますよね。それは、改訂版という形で10月にホームページに全ページ載っていました。しかし、私がそれを見る限りは、改訂版にしては全然時点修正が中身としてされていません。ほとんど最初の内容がそのまま載ってまして、例えばニセコ駅周辺のエリアの熱供給の事業、これは最初のプランありましたよね。だけれども、実際ボーリングしたら、ちょっと周りに供給するには足りないということで、綺羅乃湯のみで使うというふうに変わっているわけです。ところが、ホームページに載せてある改訂版というのは全く前と同じ内容でスケジュールというか、供給するかのようにそのまま残っています。ですから、積み上げていく過程では正確な情報、これが広く伝わっていないと議論の、今紹介した改訂版といいながら中身が変わっていないものを読んだ方は、駅前熱供給というのはやるのだなと、そういうふうに取り取ってしまいます。ですから、そういう意味では情報をきちんと伝える努力が必要なのと同時に、スケジュールをもし変えないのであればスピードアップするための手だて、もしスケジュールを変えるのであればそれを早くアピールする、アピールというか、公表すると、熟慮していくのですというのを打ち出すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） さまざまご指摘の部分、ごもっともなところがありまして、ありがとうございます。スケジュールの部分という形でいきますと、現状ではまだ改定をしていくという予定はございませんが、来年の1月の中旬に、このSDGs街区の協議会をつくってございまして、その協議会も1月の今予定としては15日にまず開く予定でございまして、それから、1月の15日の夜にはSDGs街区についての町民講座を、また改めて進捗状況を含めてお話しさせていただくと。その際、先ほど議員のほうからご指摘もありましたように、これまでは大所高所の話と、それから高気密、高断熱の住宅がいかに関心があるかということを中心としてお話をさせていただいて、それから地元工務店の皆さんについても研修等を通じる中で内容について大変ありがたいことに強いご賛同をいただいているという状況まで持ってこれましたということも含めてお話をさせていただいたところですが、来月1月の町民講座については今度はその組織のありようと、それから資金計画というところも含めてまず皆様にぶつけるべく準備をさせていただいているということでございます。どこまで細くなるか、ならないかというところはまだこれから年度末に向けて、それからいろいろの打ち合わせというふうにはなるのですが、そのような形で情報公開もさせていただきたいと思っております。ちなみに、SDGsの協議会につきましては1月15日、それから2月の5日ということで現状予定をしているところでございます。

スケジュールのおくれという部分で言いますと、全体にどうしても本当に変更しなければならないというところまでは我々も至っていないと思っておりますけれども、ただ内部的な今話の中で、建物を建てると、ニセコ町といいますか、この会社が建物を建てる、もしくは建ててもらおうというこ

とも含めてやった場合に、ニセコの今のエリアの中で資材の高騰がやはりどうしてもいろんな関係者のお話の中から出てくる中で、本当に公共的な事業としてある程度、例えば賃貸であれば賃貸の部分ですとか、そういうところをある程度押さえられるのかということも含めたところが1つ大きな課題として今挙がっておるということで、全体事業費の現状で見ていただいている、この緑色の部分からは少し数字としては変わってくる部分もあろうかなというところもありますので、その辺のところは少し算定がおくれているというところは確かにございます。

それから、工区の順番という部分については、改めて内部的に検討はさせていただきたいと思えますし、それからでき得る配慮はさせていただこうとは考えております。ただ、実施設計ということになりますと、今9ヘクタール全部を全てにおいて精緻な実施設計をするつもりはございませんで、先ほど町長のほうからも申し上げましたとおり、発展、振興していく計画という捉え方の中で、第1工区の部分については少なくとも今現在で予定している部分でずらす考え方は今のところはしておりません。それ以降、ではずっと住んでいる方々と今お話しでしたので、そこをどう扱うかというところは検討材料にはさせていただきたいと思えますし、アプローチの中身についてももしかしたらちょっと変わるかもしれません。皆さんにさまざまご報告しながら、ご意見をいただきながら、専門の機関にもいろいろご相談しながら、まだ雪に対する対応の部分が甘いということもご指摘をいただいたり、さまざましておりますので、形態については大きく変更する部分もございましていうところもあろうかなとは思っていますが、それについても1月、2月の協議会、それから町民講座含めてご説明をさせていただきたいと思っています。

それから、情報公開といいますか、情報の出し方という部分で、そこは本当にご指摘いただいたとおりで、もっと積極的に変わる部分は出していきたいと思えますので、対応させていただきたいと思えます。

ちなみに、ご指摘があったちょっと別の部分ですけれども、環境モデル都市アクションプランの部分の改定というのは、実は中身の内容が大きく変わったからということではなくて、一部どうしても、間違いとは申しませんが、ちょっと一部内容を変更しなければならないところがあったものですから、それを変更して一旦改定させていただいたということで、確かにご指摘のとおり中央地区の温泉の部分については触れずにそのままということだったので、それを新しい形に直したものをまた載せるかどうか、そこは持ち帰らせていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 危惧したことについては、それは我々も承知しながらやっている部分ありますので、できるだけそういった危惧が生まれないように努力はしたいと思えます。ただ、1点だけ、私は日ごろから職員に言っているのですが、もちろんスケジュールは大事です。しかし、スケジュールに縛られたらだめだと、時間というのは民主主義のコストだと、だからそこは柔軟に考えたらいいというのが私の考え方です。もちろん当初にこういう計画ならいいよねという理想的なスケジュールを立てますが、やっぱりいろんな人と話す中で、そういう考えあるか、そしたらちょっとここでもう少し議論しましょうねというのは、私は民主主義の中では絶えずあっていいと。何か決まったことが後戻りできないものであったら、住民の皆さんの意見聞いたり、みんなで議論する

必要はないわけでありますから、そこはオープンの中で多少の前後があつていいと、そういうことを共有し合う社会が民主主義社会でないかと私は思っていますので、その辺だけ、がちがちのものでもやる考え自体私はありませんので、その辺ご理解賜ればありがたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） ありがとうございます。それで、私が先ほど言いましたように、この中身というのはかなり詳しく書いてあるの。それで、土地の造成などインフラにかかわっては、諸経費を除いては約4億円ちょっとかかるというようなことも書かれていますし、それからエネルギー効率がどうなるかということも表になって出ているのです。ただ、これは町民には読めない状況になっておりますので、今町長もおっしゃいましたように、スケジュールに縛られなく自由に討議すると、それはいいと思うのですが、そのための材料はもうあると思うのです。ただ、これを読んでいか、あるいは全然知らないかで情報の格差が大きく生まれています。生まれると思うのです。

ですから、先ほどの協議会、17名から構成されている協議会はまだ残念ながら2回しか開かれていないのです。先ほどスケジュールで1月、2月というふうにありましたが、そこで17名の方が情報を共有して、そこで意見交換するという意義は認めます。ただ、実際に具体的に会社を立ち上げるということになりますと、ここにも協議会の要綱にありますように、ワーキンググループをつくることもできると書いてありますので、私はワーキンググループを一定の少数の方に絞って、さらにそれに専門家を加えて、本当に会社をうまく立ち上げると、そういう準備にもう本当に入っていないと、スケジュールの弾力性ということをおっしゃいましたが、それは弾力性もあって当然いいと思うのですけれども、本当に積み上げていくための専門的な検討というのはぜひ早く始めたほうがいいのではないかと思います。

私がちょっと心配しますのは、今最後に町長がおっしゃったように、スケジュールをがちがちにしていくのではなくて弾力的にということをおっしゃっていただきました。私がちょっと心配したのは、非常にこの事業に関しては多岐にわたる検討が必要だと、しかも皆さんの意見を積み上げながらということは丁寧に時間をかけるということになります。ですから、スピードと丁寧にとするのは相反しているのですけれども、両方成り立たせるためにはここに書かれているスケジュールに縛られないということは大事だと思っています。ですから、ローリングというか、計画の見直し、全体の見直しとかしながらするというのは私は賛成ですけれども、そういった前提としてはやはり情報の共有というものをぜひ、これまでもいろいろ努力はされていると思いますけれども、ぜひこの事業に関しては特に、失敗許されなくて何度も言うのですけれども、本当に長い計画であり、多額のお金が動く事業ですので、ぜひ丁寧にやっていただきたいということを希望いたします。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） ご質問ではなくて、エールをいただいたということで受けとめさせていただきますと思いますが、さまざまなものを前提とした情報共有ということについてはつくづく心がけてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○8番（高木直良君） 2つ目であります。

観光地の災害対策と泊原発について、10月25、26日に倶知安町で開催されたG20観光大臣会合で観光による持続可能な開発目標、これはSDGsとかかわります。への貢献の推進の宣言がされました。同時に、附属書の2というものは、観光の強靱性向上に関する行動、これが発表されております。観光は、自然災害だけでなく、人的な災害の両面に脆弱である。災害に伴う観光客の保護、災害からの回復などは世界共通の課題として認識されている。各国は、それぞれ地震、津波、台風、ハリケーン、大雨、洪水、火山の噴火、テロ、感染症などの災害を経験しており、そうした災害に関する防災対処、復興の経験を有しているとして、経験、知見の共有を提起しております。私は、重要な宣言であり、附属文書だと思います。しかし、残念なのは、開催地であります倶知安町、ニセコエリアは泊原発の30キロ圏内にありまして、ここで行われた国際会議でありながら原発の事故の危険性については一切言及がなかった。これが私は残念です。

お尋ねいたします。町長としては、1、G20観光大臣会合の意義と成果をどうとらえ、生かしていくおつもりでしょうか。

2、観光と災害に関する附属文書で原発災害を明記すべきだったと思いますが、いかがお考えでしょうか。

3、私は、泊原発事故の場合自家用車やバスによる住民の避難を行うという現在の避難計画は極めて不完全だと思いますし、とりわけ外国人を含む観光客の安全な避難もこの計画では不可能であると思います。泊原発から30キロ圏内の自治体首長として近隣市町と共同で配慮を求める声を上げるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目のご質問ですが、倶知安においてG20観光担当大臣会合が開催され、主要国の観光担当大臣が集い、世界的視点で観光の課題に対し議論を深めたことは大変有意義なものになったものと考えております。また、本会合で倶知安宣言「観光による持続可能な開発目標（SDGs）への貢献の推進」が採択されたことは、大きな成果であると思っております。特に、観光産業が経済成長の牽引役となること、またSDGsの達成に観光の貢献が共有されたということは今後観光産業が世界経済とSDGsをリードしていくものとして位置づけられたと考えており、環境SDGs未来都市となっている我が町にとっても大変大きなエールをいただいたと思っております。今後こういったSDGsの理念というのを観光にも波及させていきたいと考えているところでございます。

2点目のご質問ですが、附属文書では今問題とされている気候変動を中心に記載されたもので、原発災害そのものを除外しているわけではないと思われまいます。ただ、原発災害自体を明記すべきのご質問に対して、ニセコ町がこの会合に参加しているわけではなく、意見を言える環境ではありませんので、ここでG20の内容についてお答えする立場にないということをご理解賜りたいと存じます。

3点目のご質問ですが、観光防災への取り組みについては大変重要な課題と考えておりますが、現時点で運転を停止している泊原発の廃炉と結びつける必要はないものと考えております。また、避難計画については完全なものと思っておりませんので、引き続き熟度を上げていけるよう検討を進めてまいりたいと考えております。今後とも立地自治体や30キロ圏内の自治体と情報共有を行いながら、引き続き北海道電力株式会社や北海道に対し、泊原子力発電所の適正な管理や防災対策についてしっかり進めていただけるよう要請してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 行政報告で報告がありましたように、9月25、26日に泊原子力発電所安全対策工事進捗状況の視察がございまして、私は26日に参加する機会を得ました。ここで北電の側から資料説明と発電所内の視察を行ったわけですけれども、これを通じて私自身が感じたことは極めて嚴重なセキュリティー対策が行われ、既に2,000億円とも言われる高額な安全対策工事が実施され、進捗していると。それと同時に私が感じたのは、いろんな資料説明、後から私が確認したことも含めてですけれども、北海道の電力は今現在原発なしでも、今後もなしでも賄えるということを感じております。

もう一つ感じたのは、事故が仮に起きたと、しかもそれが地震のような大規模な災害と同時に発生した場合に、ニセコ町を含む羊蹄山麓地域の放射能に汚染された空気、放射性プルームによる深刻な汚染というのは避けられないという実感を得ました。それは、書類なり情報での感覚というより、泊原発を出るとすぐ遠くを見ると羊蹄山がしっかり見えるのです。ということは、一旦こういった事故があって放射線が出た場合には、日本海からの風を受けて真っすぐ羊蹄山まですぐに到達してしまうと。当然山麓全体が汚染されるということをそこで実感しました。それは、資料や何かの感覚と全く違う実感でした。

現在北電は泊原発再稼働を申請しておりまして、規制委員会から4つの課題が提起されております。審査中でありまして、今の最大の焦点というのは、新聞報道にもありますように、原発の今の敷地の直下に断層がありまして、これが活断層なのかどうかというのが焦点になっております。それで、北電側は、私もみんなと一緒にいったときバスから見たのですけれども、地盤を掘削しておりまして、地層の調査をして、これは審査を受けるための説明のために改めてまた掘削をしているという状況を見ました。しかし、この間も現場を規制委員会と一緒に立ち会って調査をしているわけですけれども、審査はまだ続くという状況です。

私は、ニセコ町は先ほど町長はSDGsに絡んで廃炉の問題については触れないということなのですが、ニセコ町は環境モデル都市ということで環境については非常に力を入れているという町です。そういう意味では、北電もそうなのですけれども、そのときの説明で北電自身も再生可能エネルギーの開発研究を進めておりますが、一方安全対策費というのは、先ほど2,000億円以上をもう使っているということなのですが、この断層の性格によってはもっとお金をかけて強化すると、まだお金がかかるということがあります。私は、もうこれ以上そこへお金をかけないで、むしろ今とまっているわけですから、そのまま廃炉にする。いずれ、もう30年過ぎていきますから、あと10年なの

です。40年というのが一応公的に発表されている耐用年数なのです。国はそれを少しまた10年以上もたせようという動きがありますけれども、本来は40年。そうすると、1号機はもう30年来ていますから、あと10年なのです。そういうことも含めて、私は廃炉にして、強化に使うお金を再生可能エネルギーのほうに集中的に、エネルギー開発のために集中的に使うべきではないか。そのようなことを環境モデル都市としての発信を私はすべきではないかと考えますけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 青田防災専門官。

○防災専門官（青田康二郎君） 廃炉に関しては私の立場からいいの悪いの言えませんけれども、高木議員からご指摘ありましたことについての防災業務について若干説明をさせていただきます。

その前に、議会に出席しまして初めて発言する機会を得ましたことを大変うれしく思っております。ありがとうございます。

高木議員のご指摘で、住民の避難計画は極めて不完全で、また観光客の避難も不可能だとのことでありますけれども、防災監として不完全を完全に、あるいは不可能を可能にするということは私の使命だと考えて業務をしております。その業務においてですけれども、国の指針あるいは法令に基づきまして、防災計画を災害対策基本法第5条に基づきまして自治体の責任において計画を策定し、実効性あるように修正をやっているところでございます。また、原子力防災特別措置法、いわゆる災対法でありますけれども、こちらについては総合的な共同防災訓練の実施について記述されております。ニセコ町においてもことし、昨年度になりますけれども、観光客あるいは外国の方を含めて避難訓練をやり、あるいは炊き出し訓練等をやり、実効性あるような訓練に取り組んでいるところでございます。ご指摘にもありますけれども、至らぬ点等ございますが、どうかこの点はご理解していただきまして、引き続きご協力、ご支援のほうを承りたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 泊原発の現状について、高木議員から事細かに現状も含めてご説明があり、その視点というものは一定程度私も理解するわけではありますが、今後志町村会を含め、それから羊蹄山麓30キロ圏のところも含めていろんな、これまでも町村会の中でも議論をさせていただいてきています。この原子力発電所の問題につきましては、今後の私たちの社会の民主主義を考える上では大変重要なことはないかと、これまでは賛成、反対の対立ばかりで、対立で力があるほうが勝つようなことを私たちの社会というのはずっと営々としてやってきたのではないかというふうに思っております。これまで泊周辺地区の皆さんを初め、北海道の貴重な電力を担うことに地域としても大変なエネルギーを使ってこられました。まず、その地域の皆さんの将来をどうしていくのかということも、北海道全体でそれをどうやって支えるのかということも制度設計していくことをしなければ、将来の原発、将来どちらにしても国の方針としても廃炉を目指す方向ですので、原発から次のエネルギーということは国も明確に将来のこととしては環境省も言っておりますので、そのこの落としどころをみんなで議論することが大事ではないかと考えます。

既にもう福井では、そういう賛成とか反対って決めるのではなくて、この原発をどうやって将来していくのかという議論も既に始まっておりますので、時間的には少しかかると思いますけれども、そういったことの私たち自身がエネルギーどうしていくかという議論の中で泊原発を地域でどうするというのをもう少し議論する、その時間軸のコストも必要ではないかと私は思っておりますので、そういった皆さんの思いを共有する中で将来のこの地域の安全というものが確立できればいいなと思っておりますので、ぜひともまたそういう点ご理解賜ればありがたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 防災監、担当課長のほうからは、訓練でより現実に困難なものを解決していきたいというお話がございました。昨年の12月議会なのですけれども、三谷議員が地震による原発事故時の避難計画について質問をしております。そのときの質問の内容においては、北海道が作成しております2016年度の地震被害想定調査というのがございまして、想定は冬の早朝5時、留萌沖の活断層による震度6強から7の地震が発生した場合の具体的な被害について数字が出ているのです。シミュレーションをしているということで、ここにはかなり詳しく数字、これは想定ですけれども、数字が上がっていて、道路や橋梁の被害箇所が1.何キロメートルに1カ所は被害があるだろうとか、かなり細かく想定が載せてありました。このときに町長が三谷議員に答えまして、避難できるかどうかはそのときにならなければ実際問題わからないと、それから全町避難を行う自体が覚悟として住民の皆さん共通の理解である場合はそういった動きをすればよい。しかし、そういう覚悟が持てないのであれば、それなりの行動をすればよいとお答えになっています。

これまでも町長はよく覚悟を持つとかという言葉を使うのですけれども、私はこの回答、やりとりだけから見ると泊原発、先ほどエネルギー問題について考えましょうということなのですが、原発を廃止するのかどうかの判断については町民にその判断を委ねて、ご自身の町長として、あるいは個人としての立場の意思が余り伝わってこないのです。ですから、私は、エネルギーの問題を考えていくということの中で、先ほどちょっとご紹介しましたけれども、電力的には一応北海道の需要は満たしているのです、現在。さらに、北電自身が再生可能エネルギーを開発しています。それから、北海道と本州の連絡の電線といいますか、ケーブルを強化して融通できるようになってきています。最近のニュースでもありますように、瀬棚沖に洋上風力発電なんかも相当規模でつくっていくという民間の動きもあります。ここでいえば地熱発電とか、そういう再生可能エネルギーを主体とした新電力の開発というのは非常に道内にはその資源、ポテンシャルが高いです。

ですから、私は、エネルギー全体を考えていこうという場合には今使われていない自然の力、これを生かした再生可能エネルギーに大きくシフトするという、そういうコンセンサスはもうほぼできてきているし、かなりの共有したみんなの意識ではないかと思うのです。そういう中で泊原発について、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、非常にお金をかけて強化対策をしていることが果たして経営的にも成り立つのかどうかというふうに心配をしています。

ですから、原発が稼働する可能性がある限り避難計画は厳密にしなくては行けないと、現実に可能な避難計画にしなければいけないと思うのですが、先ほども紹介しましたように、そういった活

断層が動いた地震の場合には道路自身が被害を受けるのです。ですから、そこにバスが来るとか、バスで出かけるとか、集まるとか、自家用車で逃げるとか、そういうことは非常に困難な作業です。ましてや、冬のもし一番シビアな条件を考えれば、物すごい吹雪の中、夜中に本当にバスが来てくれて避難できるのかということは、私はかなりの難しさというか、現実からは離れているなというように感じざるを得ません。

前ニセコ町にも来てくれた青山貞一さん。コンサルタントの方ですけれども、放射能の原子雲というか、そういう空気が漏れて放射能が漏れた場合にどういうふうに、それぞれの風向きによってシミュレーションをやった図面が残っています。それを見ますと、ほとんどこの辺はすぐそのプルームに汚染されますし、札幌方面に逃げるといふ今の計画も、札幌も100キロあるかないかで、そこもすぐに汚染される可能性は非常に高い。そういうところから見ても、避難計画が今のままでは逃げられないというのをかなり皆さんが感じる計画ではないかと思っています。ですから、防災を担当される部署としては、当然今欠けてる部分を補う努力をするとか、現実合うようにもって何ができるかということを検討されるのは、それは仕事としてやっていただきたいとは思いますが、大きく見た場合に、私は先ほどのG20の考え方もSDGsの考え方も含めまして環境モデル都市の首長さんとしては積極的に再生可能エネルギーに全面的に転換するという発信をぜひしていただきたいと思います。もしお考えあれば、ぜひお聞かせください。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） SDGsという物の見方、考え方としては、誰ひとり取り残さない社会をつくる。つまり傷つける人をできるだけ少なくして、みんな助け合おうというのが前提ではないかと思っています。そういう面では、泊原子力発電所の今後についても、誰かを傷つけるのではなくて、その落としどころをみんなで話し合うということが民主主義上大きいのではないかと思っています。

私は、これまでいろんな場で、できるだけ早くニセコ町自体からゼロカーボン、そういった地球温暖化の要因となるものは排除する社会をつくりたいということ、それからニセコ町内においては全て自然再生可能エネルギーで賄うと、そのことが環境モデル都市の目標であるということを目指させていただきました。地域にある資源を徹底的に使うこと、それから環境省の首長会議の中でも我々いろんな意見交換しておりますが、いかに地域で地域のエネルギーを賄っていくかと、その細胞たくさん設けること。これまでの大規模発電に依存する社会から、地域の細胞としてのエネルギーが賄えて、それが日本全体のリスクを軽減する社会に持っていこうということは具体的に議論させていただいてるところでありまして、現在我が町が進めている環境モデル都市の究極の行き着く先はそういうところにもあると考えておりますので、ぜひともそういう面でまたご協力賜ればありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 3つ目の質問であります。

国民健康保険税について、12月に行われましたまちづくり懇談会のいくつかの会場で、私も参加

しましたけれども、町長は国民健康保険税の今後の値上げについてよろしくと、これは結論的に言えばなのですけれども、報告いたしました。国民健康保険税は、多くの町民にとって家計の大きな負担となっております。根本的には国の国保政策を変えなければなりません、町としてもできる限りの町民負担抑制を行わなければいけません。そこで、お尋ねいたします。

1 点目は、ニセコ町の国民健康保険税額はどのような手続をもって決定されるか、

2 番目、国民健康保険税の決定に関して国、道及び後志広域連合はどのようにかわりを持つか。

3 番目、ニセコ町の国民健康保険税決定に際しての基本的姿勢とは何か。

4 番目、全国都道府県知事会など地方六団体が協会けんぽ並み保険料負担率まで国民健康保険税を引き下げる要望、あるいは定率国庫負担を引き上げる要望をしております。これを実現して、応益割と言われる均等割、平等割の廃止をすべきだというふうに私も思います。当面家族が多いほど掛金がふえる制度、これが今の国保税の税率計算でありますけれども、この制度のもとでせめて18歳未満の子どもの均等割を減額あるいは廃止する等、町独自の軽減の措置を検討をすべきではないかと思っております、所見を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1 点目のご質問であります、ニセコ町が国民健康保険税として徴収する総額は、保険者である北海道が全道分の年間必要額を試算し、それを各自治体の医療費と所得水準により振り分けた金額が納付金という形でニセコ町に通知されます。これを受け、本町では北海道から示された納付額、この通知にある額を国民健康保険税としてこの額を徴収するために、必要に応じ税率の調整を行います。具体的な税率の決定は、ニセコ町国民健康保険審議会、これは被保険者と公益代表者の6名で構成しておられるものであります、この審議会において協議された後、内容の公表を行い、町民の意見を受けた後、ニセコ町国民健康保険税条例改正案を議会に提出し、議決により決定される仕組みとなっております。

次に、2 点目のご質問であります、この保険税の設定は納付金を納める各自治体が決定するものであり、国、北海道、後志広域連合が税率の決定に関与するということはありません。ただし、保険税のうち、高額所得者が納める限度額及び国保税の軽減の対象となる所得の基準につきましては国の基準額が示されており、ニセコ町は今までこの基準額に合わせ、設定をさせていただいております。また、北海道からの納付額が通知される際に、北海道が自治体ごとに試算した標準保険料率算定が参考資料として提示をされます。

次に、3 点目のご質問であります、保険税率の決定は、北海道から示される納付額分を被保険者から徴収することを基本としております。しかし、大幅な税率の上昇などは被保険者のご負担となることから、税率の段階的調整や場合によっては基金の取り崩しによる補填を行っております。また、納税者間で負担の不公平が生じないよう、ルールに従った低所得者への軽減措置も行っております。私どもの国保税を決めるに当たっての基本姿勢としましては、1 点目は国民健康保険加入者の負担の軽減、2 点目は国保会計の持続性の確保、3 点目は将来の保険税の一元化、道で将来一本化したいということですので、一本化に備えた制度設計ということでございます。3 点目

のことは、一挙にどんと値上がりすることがないように段階的にそこに制度を導くというイメージで持っています。

次に、4点目につきましては、独自軽減に係る措置でございますが、直近では平成29年度に国民健康保険基金の取り崩しを行って、被保険者が負担する国保税の金額を抑える措置をとっております。なお、議員が述べられた子どもなど特定者に対する軽減措置というのは、特別なものとしては持っておりません。これにつきましては、極端に国の基準と違うことをやると今ペナルティ的なものも用意される可能性も相当ありますので、それらの動向や他町村の状況なども踏まえながら今後調べて調査をしてみたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今お話がありましたように、大筋のところは国あるいは道が基準を決めると、最近都道府県に一元管理する方向へ法改正がされておまして、それが今段階的に移行する時期だと思っております。自治体の国保は、協会けんぽと比べますと加入者数でいうと3,300人と3,600人とほぼ近い加入数です。全国的に見てです。国保と協会けんぽ、そういう規模であります。しかし、加入している方の状況というのは大きく違っておりまして、国保の加入者の平均年齢は51.5歳、そして一方協会けんぽ、これは中小企業などの会社組織の中の組合員です。協会けんぽ、この平均年齢は36.7歳というデータがございます。ですから、加入者の年齢が非常に高い。それから、社会情勢を反映しておまして、無職や失業者、非正規労働者が多く、ですから非常に所得水準の低い方が大勢いらっしゃいます。そういった構造的な問題を国民健康保険というのは抱えているわけです。

一方、出るほうですけれども、医療費は協会けんぽに比べて、どうしても高齢者などが多いために2倍ぐらいの支出がございます。医療費は2倍かかっています。一方で、国庫負担ということで国が負担、お金を出していた補助金がございますけれども、これをどんどん引き下げていくということが近年ずっと行われてきました。そのことによって、結果的には保険料がずっと上がってきていると、これが続いているという状況です。さらに比較をしますと、65歳から74歳の方の割合が国民健康保険は37%強、一方協会けんぽのほうはこの年齢の方は6%、それから加入者1人当たりの医療費ということでいいますと、国保の平均は33.7万円、協会けんぽのほうは16.7万円、2分の1ぐらいです。そういう差がございます。一方、加入者の平均所得ということで見ますと、平均所得がこれは1人当たりだと平均86万円、これは国保です。一方、協会けんぽのほうは1人当たりの所得は142万円というふうなデータがございます。一方、この保険料を比較しますと、これも平均でありますけれども、国保は8.5万円で、協会けんぽのほう10.7万円ということです。ただし、負担率ということで考えますと、所得に対する掛金、保険料の比率は国保のほうは9.9%であり、協会のほうは7.5%ということで、非常に家計にとっての負担の比率、あるいは絶対額も含めてですけれども、大きな開きがあります。

そこで、お尋ねしたいわけですが、これは今すぐ数として出なければ後ほどでもよろしいのですが、1つ目に、公的医療保険制度がいろいろ種類がございます。その保険制度別の町民の加入者数どうなっているか。

2番目に、現在の国保税の1人当たりの平均税額、またあわせて世帯当たりの平均税額。

3番目に、加入者に占める65歳から74歳の割合がどうなっているか。それから、無職の方の割合がどうなっているか。

4番目は、軽減判定の割合とそれから一方滞納している方、滞納者の割合がどうなっているか。

それから、5番目は、滞納の場合に措置されることがありますが、短期被保険者証の発行あるいは資格証明書発行者数、これらについてこの5年間どのように推進しているかということについてお尋ねしたいわけではありますが、今すぐ数字を並べるとするのは多分難しいと思うので、後ほど数字でもらってもよろしいのですけれども、なぜこういうことを聞くかといいますと、先ほど紹介したように国民健康保険の加入者の状況と、負担割合、負担感が協会けんぽに大きな開きがあるということなのです。

この計算、国保税の税率を決める手法について先ほどお話がありました。道から示される標準税額とか、そういうものに近づけるようにということだとか、案をつくって審議会にかけるとか、そういう手順がございますけれども、健康保険税の計算、私も今回の質問に当たって調べていろいろわかったことは、いろんなものが積み重なっていると。分解しますと、所得割というのがあったり、資産割があったり、それから世帯の人数です。4人家族だったら4人掛けるいくらくらくと、それプラス世帯に対してかける決まっているお金というのがございます。これは平等割と呼ぶそうです。それが合算されると。それにプラスして、これは年齢によって違うのですけれども、後期高齢者医療の制度を支えるための負担金、これが足されている。若い層、65歳以下だと介護保険の制度を支えるための負担額、こういうものが上乘せされているということがわかりました。

それで、協会けんぽの場合はこういうことはないわけです。ましてや、家族の人数によって掛金がふえるというような仕組みはないわけです。ですから、私はせめて、1番目と2番目の収入とか資産については応能割というふうに呼ばれているそうです。所得や資産に応じて応能割の計算項目と、それに対して応益割というのがあるって、これは家族の人数と世帯というふうに、これが応益割であると。これが1995年のときには7対3だったのです。応能のほうが割合が高かった。ところが、ずっと国の政策によって目標は5対5にするということで、2017年度にはこれが6対4になっていると。いわゆる応益割、家族数だとか世帯にかかる昔の人頭税というか、頭数に税金をかけると、そういう前近代的な税金の取り方だと思うのですけれども、この割合をふやしていくという流れになっているわけです。

私は国民健康保険制度が長もちするためにはこの仕組み自体を変えなければいけないというふうに思っています。この仕組みを変えるというのは当然町ができるわけでもありませんし、国の政策に絡むわけでありまして、これは自治体として、先ほど全国知事会とか市町村会とか、基礎的自治体がこの制度改正を求めています。そういう意見書を出しています。そういうことを実現するために、ぜひ町としてもこういう機会がありましたら声を上げていただきたいということをぜひお願いしたいと思っています。

この間のまちづくり懇談会のときに国民健康保険税の問題が話題になった地域がございまして、そのときに町長からは、先ほど紹介した資産割というのがありますけれども、これはゼロにしてい

くのだと、多くの標準的な考え方としては昔と違って、資産割、例えば農家の方が持っているトラクターだとか、いろんな固定資産がありますけれども、そういうものが計算の対象になっている。これを少なくしていくのだと。いずれゼロにしていくのだという見解が表明されました。私は、これは当然資産にかけることについてはなくしていくことには賛同いたしますけれども、同時に先ほどから繰り返し申し上げておりますように、家族の人数にかかるといような、ほかの健康保険制度ではないそういうやり方は廃止すべきと思いますので、改めてその点をご理解いただいた上で強く発信していただく。場合によっては、これは財政が絡みますけれども、少しでもそういう部分の軽減を研究していただけないかということ強く希望しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） それでは、まず私のほうから数字的なところの回答をしたいと思っております。まず、数字的な部分でいうと、公的医療制度に加盟している被保険者の数ですけれども、済みません、私の所管するところでは国民健康保険と、あと後期高齢者のほうを担当しておりますので、そちらの加入者数のほうをご紹介したいと思います。まず、直近でデータとしてそろえますと、まず国保の平成30年度の被保険者数が1,488人、過去5年さかのぼるといことで、平成29年度ですと1,545人、平成28年度が1,566人、平成27年度が1,555人、平成26年度が1,544人という、これは国保年報の年平均の加入者数でございます。後期高齢者につきましては、直近が11月末現在のニセコ町の加入者ですけれども、680人、それと、30年度末で681人、平成29年度末で699人、それから、平成28年度末で704人、平成27年度末で693人という状況になってございます。

それと、加入者に占める65歳から74歳の割合のところもデータございますので、ご紹介します。これは国保のデータだけになりますが、直近ですと令和元年度元年11月末で割合でいうと34%、それと前年度末、平成30年度末で33%、平成29年度末で32%、それから平成28年度末で31%、平成27年度末で同じく31%という状況になってございます。なお、私たちの担当のほうでは、国保の資格管理のほうは行っておりますが、職種、職業についての管理はしておりませんので、無職等の情報はございません。

それと、短期証、資格証の発行した数についてでございますが、こちらについてもデータがございまして、まずニセコ町でニセコ町の国保として資格証の発行をした例はございません。それと、短期証につきましては、まず今年度でいうと12人の方に短期証を発行してございます。平成30年度については18人、平成29年度では26人、平成28年度では55人、平成27年度では54人に対して短期証の発行をしているということでございます。

こちらで押さえてる数字的なものは以上になります。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○税務課長（芳賀善範君） 私のほうで数字のほうをお答えしたいと思います。

国保税の1人当たりの平均税額、うちのほうは直近の数字だけが出せましたので、5年間の推移については後ほどお願いします。国保税の1人当たりの平均税額ですけれども、医療、後期の部分で9万7,345円になります。介護部分につきましては12万7,901円と。世帯当たりの平均税額は、医療、後期分で16万8,477円、介護分につきましては20万7,855円となっております。

それから、軽減判定、減免者の割合ですけれども、医療、後期では817世帯中635世帯、77.7%です。介護では、381世帯中241世帯、63.3%となっております。滞納者の世帯ですけれども、817世帯中93世帯、11.4%という数字が直近の数字です。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今数字も示されたのですけれども、非常に高齢者の割合が高いということとか、あるいは滞納の方も10%を超えている。そういう状況を見ますと、かなり対象になっている世帯の方にとっては大きな負担になっているという事実があるというふうに読み取れます。そういう意味で、先ほどいろいろ述べましたように、全体的には国の制度でありますから、国に対して強く働きかけると同時に、町として工夫ができればできるだけ負担を減らしていくという、そういった工夫をお願いいたしまして、これは回答要りませんが、私の希望とするところでありますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 現在の国保につきましては、全国市長会、それから全国町村会、そして都道府県とあわせて年に1回は全国の国保制度改善の全国大会を東京でやっております、今ご承知のとおり国保から社会保険に移行して、特に中枢を担っていた皆さんが今社会保険に移行して、制度改正に伴って改正しています。それと、ずっと国全体の国保への支援金というのは減ってきているのはご承知のとおりだと思います。そういった面で各自治体での国保会計は、田舎はもちろんでありますけれども、中堅の都市部でも相当厳しい状態に今なってきているというのが実情であります。

町政懇談会の中でも、今後さらに精査はしますけれども、今上げないために国保会計から1,500万円基金から取り崩しをして入れて、何とか値上げ幅をできるだけ小さくというふうに思っておりますが、今後今のまま国が方針を変えない限りは相当厳しいのではないかと考えておりますので、今後そういった運動につきましては全力を挙げたいというふうに思っております。2018年に国保の都道府県化が始まりまして、2023年に納付金、来ている通知です。全体の割り当て金の配分金とか、通知の金額の平準化を行うということに今北海道のほうで進めておりまして、この後に全国統一の保険料ということで、ニセコであろうとどこのまちであろうと同じになるというような方向で現在動いているところであります。こういった実情も、我々も動きますけれども、議会議員各位におかれましても、議長会初めいろんな場で国保の窮状について国の制度改正あわせて要望していただければありがたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、榊原龍弥君。

○4番（榊原龍弥君） 4番、榊原です。よろしく申し上げます。通告に従いまして一般質問させていただきます。

ニセコ町の具体的な将来像について、第2次環境モデル都市アクションプラン等で掲げるCO₂削減、省エネ、エコ、地域内循環経済といった目標はすばらしいことだと思いますが、地域エネルギー会社やN I S E K O生活モデル地区といった構想を拝見すると、事業計画としては具体性に欠

け、特に数字、お金の部分にはほとんど触れられていないと認識しています。現段階では、目標はすばらしいですが、事業として成立するのかが判断できず、もろ手を挙げて賛同するということには至っておりません。

このような個々の案件を判断するに当たり、ニセコ町として今後大きくどのような方向に向かっていくのか、環境と発展という一部相反する課題に対してどのように取り組んでいくのかを理解しておきたいと思っております。それを自分なりに理解しようとする上で町長にお聞きいたします。ニセコ町の10年後あるいは20年後の人口や予算規模について町長はどのようにお考えでしょうか、現状と比較して具体的な数字でお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの榊原議員のご質問にお答えいたします。

ニセコ町における将来の人口規模についてでございますが、現在ニセコ町自治創生総合戦略の見直し作業を進めており、その中で統計資料などをもとに2065年までの将来人口の算定を行っているところでございます。総合戦略について検討を行うために設置しているニセコ町自治創生協議会での審議を経ていないため、確定値とはなっておりませんが、現在のところニセコ町の人口は今後も増加傾向が続き、10年後の2030年時点で5,608人に達した後、緩やかな減少へと転じ、20年後の2040年には5,471人になると試算をしております。なお、ニセコ町の場合、例年11月から12月にかけて転入者が増加する傾向にあるため、季節によってはこれらの推計人口からさらに200人程度増加し、最大で5,800人を超える規模になる可能性があると考えております。

次に、予算規模ですが、今後国の動向や経済状況により、予算の数値を明確にお示しすることは難しいところですが、現在計画中の開発や人口推計をもとに勘案すると、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示す、こういった標準財政規模、収入と支出の割合を決めるときに使う数字であります。イメージとしてはニセコ町のこの人口でこの面積だったら大体このくらいの規模という標準が地方財政計画の中で割り当てられます。ちなみに、今年度のこの標準財政規模というのは約27億8,000万円ですが、10年後には30億5,000万円、20年後には29億5,000万円程度になるのではないかと見込んでおります。このことから、予算規模においては、一般会計の規模で特別財源の収入やいろんな維持補修関係を加味すると予算規模としては50億円から55億円程度の間で推移するのではないかとというふうに見込んでいるような状況でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 榊原君。

○4番（榊原龍弥君） この数字をなぜお聞きかという、統計的にこういう推移をたどるのではないのかなというのわかっていると思うのですけれども、それは町としての考え方や施策によって変化していくのではないのかなと私は思っているわけなのです。それをなぜ聞いたかという、今やろうとしている先ほどの地域エネルギー会社とかN I S E K O生活モデル地区について需要をはかる上で、今後町がどのような施策をとるか、どういう方が町にいらっしゃるか、その方たちにとってこういった事業がまず魅力的であるかどうかという部分をはかりたいということでお聞きしました。

それから、持続可能な社会を目指すという意味では経済的な裏づけというのが必ず必要になるのかなというふうに私は考えておまして、先ほどの事業計画、数字的な事業計画というのは、まず資金調達から考えるというのではなくて、資金調達というのはあくまでも事業計画の一部であって、調達した資金をいかに返済するか、それからいかに利息なり配当なりといったステークホルダーに対して返していくかというようなことが問題になってくると思うのです。民間的な発想からいきますと。それでいくと、まずそこでお聞きしたいのは、経済的な裏づけがあるということを担保するために、まず誰の需要を想定しているのか、今やろうとしているまちづくりです。ですので、それは人口の構成、10年後、20年後の構成がどのようになっているか。これは、具体的な数字なくても構わないと思います。

それから、先ほどの資金調達までを含めた事業計画というのを今後例えば来年の1月15日ですか、そこでお示しいただけるのかどうかということ。それから、社員とか役員の方、これをどういう人選でいこうと考えていらっしゃるのか。1つは、役員や社員に対して十分な報酬を与えようと考えているのか、もしくは名誉職的な方を充てられようとしているのか。それから、それを検討する上で、専門性と言われている部分がちょっと広過ぎていて、建築なりランドスケープのデザインとか、その辺はいいとしても、経営的な専門家が入っているのかという部分、その辺を一番知りたいと思いますので、その辺についてお答えください。

○議長（猪狩一郎君） 柏木参事。

○企画環境課参事（柏木邦子君） 榊原議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、私のほうから、最初にご質問ありました経済的な裏づけを担保する上で構成をどのように考えているかと、人口の部分についてお答えをしたいと思います。先ほどの将来人口の中で人口を3区分で、その内訳といいますか、その推計をしております。ゼロ歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口、あと高齢者人口、65歳以上ということで推計をしております。いずれも当面はふえるということになってはいるのですが、近年の傾向としまして生産年齢人口が実は2010年の国勢調査のときからその後の2015年の国勢調査のときにかけて若干減っております。人口総体はふえているのですけれども、移住の方、子育て世代の方中心に入ってきてる中で子どももふえている。今の高齢化が進んでる中で高齢者もふえていって、ただそれに引っ張られるような形で生産年齢人口がちょっと減っているというような形になっておまして、そこについては今後の動向として若干危惧をしているようなところでございます。

ただ、やはりニセコの人口構造自体が大体進学と就職を機に町外にほとんどの方が出ていってしまうと。それに対してそれを穴埋めするに余りあるだけの生産年齢人口の方が入ってきていると。さらに子育て世代ということで子どもも連れて入ってきているということで、今人口増加というような形がとられております。この傾向はこの後も続いていくということと、結果的に流動性がありますので、ずっと町内に住んでいる方ももちろんですが、新たに入ってきてくださっている方たちも今後この経済の下支えといいますか、その中心となって動いていただく部分になっていくのかなと。当然その出資云々という形になってきたときにも、そういう方たちも対象に入ってくるのかなということで今は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） ちょっと聞き逃しているところあるかもしれません。済みません。

街区の部分にどんな人を求めるという部分ですが、1つには混住をするという形で、できるならば幅広い層からと、高齢者もあれば子育て世代もあり、生産年齢人口に入っている方もあればそうでない方もいるというような形で混住をさせて、そういう形でさまざまな年齢層の方が住むというようなことを現在としては想定している。それについては、先ほど高木議員からもご指摘があったような、昨年度、ことしの3月につくったこの計画の中ではその年齢層がずっと余り変わらないような形のシミュレーションは一応している。そのとおりに入れることができるかどうかはちょっと別ですけれども、こういうような入れ方をしていくと、よく都会にあるように、いきなり何十年もたって高齢者の人しかいない地域になってしまうとかということがないようなシミュレーションだけは一応させていただいています。どれぐらいの層が何年、何人ぐらい入って、そうすると子どもが20歳になったら大学でちょっと出ていってとかいうことも一応はシミュレーションはさせていただいて、平均的に流れていくような、そんなような形は一応させていただいています。そのとおりにかどうか別ということですが、

それから、役員に十分な報酬をというところについては、1月の段階できちとお示しできることになるかどうかはわかりませんが、恐らくはそう多くはない報酬の中だけでも、責任は重いというような状況のことになり得るのではないかと考えてはいますが、民間と同じようにいいますか。街区はお金のある方がどんと大きな住宅を、立派な敷地の中で立派な建物を建てるということは、ニセコ町ではさまざま進んでいますけれども、それらのところに手をつけるのが公共の仕事ではないと思っておりますので、あくまでもそれはそういういろんな層の方が入れるような仕組みを何とか編み出していきたいというところで、役員報酬についての民間ベースのいわゆるビジネスベースでがっちりというような形にはならないかとは思っています。

それから、経営の専門家が入っているのかということですが、今SDGsの街区の協議会の中には、各種の銀行さんですとか、そういうところにも協議会の中に入っておりますので、そういう方々を通じてさまざまな知見をいただくですとか、それから新しい会社をつくるに当たっては、その辺のところにある程度の経験値のある方のアドバイスをいただけるような形にはしていかなければならないところだろうというように考えております。

ちょっと答えていないところがあるかもしれませんが、以上です。

○議長（猪狩一郎君） 榊原君。

○4番（榊原龍弥君） ご説明いただいて、人口推計が例えばこうなっていると、それで15歳から64歳の生産人口が減っているのが懸念されるとすれば、町のとるべきそれへの対策として、例えばこういう住宅地をつくりますとか、地域電力会社をつくりますというふうに、そこが連動すると僕の中では結構納得がいくのですけれども、そういう現状を踏まえた上でどういう対策をとっていくかみたいなものについてもう少し考えがあればというふうに思います。ですので、街区のほうは幅広い層って言われましたけれども、本当に幅広い層でいった場合に例えば生産人口ふえるの

かとか、本当にお年寄りの方が地方からここに引っ越してくるような町になるのかとか、そういった部分を含めて魅力ある事業にさせていただきたいなというのがありまして、その辺についてどうお考えかというのをお聞かせください。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 幅広い層というのは、行政的な側面からいくと、今いろんな方々とお話ししているのですが、これはどっちかというところ今のお話は私どもの行政的な側面からのお話ということになります。ただ、さまざまと一緒に話し合っている中では、ヒアリングも各種事業者さんにもさせていただいて、第1工区については、これはまだ決定事項ではもちろんありませんけれども、まずは各種事業所の従業員さんが入ることが一番最初の取り組みとしては順当なところなのではないだろうかというのが今固まりつつある方向であります。というのは、さまざま事業所さんにお話を伺う限りは、自分たちで事業所の住宅を設けるだとか、設けられないだとか、設けてほしいだとかいうことも含めて相当の数のお話をいただいている中で、それらの調査を総合的に勘案すると、まず最初に需要をきちっと満たせるという部分については各種事業所さんの従業員さんに入らせていただくということを一つの柱にしながら、かつそこにどこまで第1工区でありながらほかの層も入れていくかという形になるのではないかとこのところ今の人口の推計と街区のほうで考えてる中身との整合するところではないかなというふうなことを考えてまわっております。

それから、魅力的な云々というところについては、それなりの思いもありまして、ここは説明を町の中でも随分させていただいているのですが、高気密、高断熱で暖かくて、最初にコストは少しかかるけれども、ランニングで回収していくという形の、地元工務店さんも一緒に見に行きましたけれども、相当我々びっくりしてきたのが、各地で今我々がやろうとしている高気密、高断熱というものの魅力といいますか、そういうところも十分にわかっていたられば相当の需要があるのではないかとこのところでもくろみもしているところではあります。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今ご承知のとおり、ニセコ町内でレストランやホテル含めて事業者が増大している中で、なかなか住む場所がないということで、今蘭越の昆布地区でも毎年のように子育て住宅含めて蘭越町でつくっていただいているのが実情でありまして、また真狩も相当数が今ニセコから真狩に住まわっているという状況であります。また、京極には近々80人が入れる住宅もつくっていただけるということで、地域全体でカバーしていかなくてはならないというふうなことを考えておりますが、とはいえ我が町でも実際このまま放置していくわけにはいきませんので、やっぱり身近なところから通勤いただいて、ここで子育てをしていただくという環境をつくるためには今なかなか土地も見つけれないというような状況でありますので、このSDGs街区を粛々とやっていくということで考えております。

今少し問題なのは、住宅がなくて公営住宅もたくさん待っている状態です。これを何とか将来的に解消していきたいということと、それからだんだん全体が高くなっているのです。所得が上がっていない実情で、子育て世帯がなかなか入って住むことができないような状況になっているという

こともあって、そういう面ではSDGs街区、あるいは別に今建設課のほうでミスマッチ住宅を進めておりますけれども、これでも全て吸収できる戸数というのは確保できないのではないかとこのように思っておりますし、引き続き町外も含めた民間事業者にもできるだけアパートをつくってほしいというお願いをしておりますし、つくるに当たっては、高断熱、高气密のアパートについては今回も町の助成金で市街地に建てていただいたところがありますので、こういったものを少しふやしていくと、そのことによって皆さんがニセコで住んでいただけるような、そういったことを進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 柏木参事。

○企画環境課参事（柏木邦子君） 申しわけありません、データのことでちょっと補足をさせていただきたいと思っております。

先ほど人口推計で具体的な数字お示ししたのですけれども、その前段で実は国の研究機関であります国立社会保障・人口問題研究所のほうで全国の自治体の人口推計というものを最近出しております。その数字でいくと、先ほど2030年、2040年の人数をお示ししたのですけれども、国の試算によりますと2030年で4,911人、2040年で4,720人という推計出ております。これに対して、ではなぜ先ほど私どものほうで五千六百何人という数字が出てきたかといいますと、そこに結局今町長なり山本課長のほうからお話し申し上げたとおり、住みたいけれども住めないと、住宅が不足をしていると。それに対しての対策としまして住宅の整備と、それにさらに加えてSDGs街区の整備をしていくということ、それに伴っての人口移動を加算した数字が先ほどの数字ということになっております。ですので、私どものほうとしましても数字だけをひとり歩きをさせるつもりは全くしておりませんで、そのあたりはその地域の状況ですとか、そういったものを踏まえまして対策を打っていった上での数字ということで試算をしているということをご説明させていただきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 次に、高瀬浩樹君。

○3番（高瀬浩樹君） 3番、高瀬です。通告に従いまして一般質問させていただきたいと思っております。

今後のニセコ町としての農業の方向性について、近年日本の農業はTPP11、EU・EPA協定が発効され、さらに今回日米貿易交渉が最終合意に達することになり、日本の農業は大きな転換期を迎えていると思っております。その中で、ニセコ町の農業は1戸当たりの経営規模は小さく、多品種にわたり、ブランド化の確立が難しく、また定着しない高収益作物など、所得向上につながらない部分を感じています。今後のニセコ町としての方針を見ますと、農業、商業、観光の連携強化、地域内の市場拡大と地域循環型農業生産とありますが、具体的にどのような考えがあるかお聞かせ願いたい。

また、農業生産基盤強化プログラムについて、政府として今回輸出拡大、加工野菜の需要奪還、中山間地域の強化、中小家族経営の基盤強化など11本の柱で構成するプログラムを打ち出していますが、ニセコ町としてはどの部分が当てはまり、どのように活用していくべきかお聞かせ願いたい。お願いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの高瀬議員のご質問にお答えいたします。

農業を取り巻く情勢は、TPP11、日EU・EPA、さらに令和2年1月に発効される日米貿易協定も加わり、日本の農業、ニセコ町を含む北海道農業全体への影響を大変危惧しているところがございます。ニセコ町では、農業基盤を守り、農業所得の向上のため、国営農地再編整備事業を初め、農業者の営農環境整備へ向けた支援を積極的にこれまで推進してまいりました。また、あわせて農業者個々の経営体質に即した取り組みを支援していきながら、今後も引き続き町の特徴を生かした農業を推進していく必要があると考えております。

ご質問の1点目として、農業、商業、観光の連携につきましてですが、ニセコ町の農業の多品種、多品目の生産ができる生産者の技術力の高さというものを大きな特徴と捉え、重点道の駅であるニセコビュープラザを初めとする農産物直販施設の取り組み支援を行い、観光消費地が地域内にあるメリットを生かす地産地消の地域づくりを今後とも進めていきたいと考えております。また、環境に配慮した地域循環農業の生産という面では、ニセコ町堆肥センターを核として、地道ではありますが、土づくりを継続的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

2点目の質問でございますが、12月10日に首相官邸の政策会議において農林水産業・地域の活力創造プランが改定され、その中に農業の生産基盤強化のための新たな施策展開という項目が追加され、プラン達成のため、11のプログラムから成る農業生産基盤強化プログラムが策定されたところでございます。いずれのプログラムにおいても現在ニセコ町農業が直面する課題が含まれていると考えておりますが、概要や項目のみが公表されており、今後農林水産省より詳細な事業内容が周知された段階で、営農強化の取り組みにつなげていけるよう、生産者や各団体と協議しながら町として対応してまいりたいと考えております。

今後とも持続発展できる営農の確立を目指してまいりたいと考えておりますので、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬君。

○3番（高瀬浩樹君） ありがとうございます。ニセコ町としては、生産基盤をより強化するために今回国営農地再編整備事業をしていただいたこと、また堆肥センター、循環型農業の確立など、農業者にとっては大変期待できる事業だと私は思っております。問題は、これから所得向上に向けて何をつくるか、どのような形で販路に持っていかか所得向上につながるのではないかと私は感じております。最近の市場は、市場低迷、資材の高騰、運賃の高騰、運賃に関しては人手不足ということで、この辺は1割以上最近上がっていると思います。また、来年に向けて、農業者にとっては水道料金の値上げ、またこの間まちづくり懇談会では農業者にとってはやっぱり国民健康保険税の値上げ、いろいろと値上げ、これは仕方ないことなのかもしれませんが、こういう場合において、町長が言われている地域内市場拡大、地域内だけではなく地域外への発信なども私は必要だと思っております。

今回私このように質問をさせていただいたのは、夏ですか、子どもたちの給食を食べる機会がございます。そのとき給食を食べるときに、その一つのメニューにブロッコリーがありまして、そ

のブロッコリーはどこの産地ですかって聞くと、エクアドル産ということで、今の時代というのは理由を伺うと、やはり人手不足、コスト削減、これは当たり前だと私は業務用野菜に関してはつくづくわかっています。ニセコ町は、ブロッコリーに関しては皆さんもふえているなどというのはわかっていると思うのですが、8年ぐらい前からブロッコリーの作付もたくさんふえ、今では約60ヘクタールという作付をされるようにまできました。ニセコ町ではこのようにたくさんのブロッコリーがつくられているのにもかかわらず、やはり輸入物に頼っている現状、これは給食センターに限らず、多分ホテル、飲食店、冬に関しては特に、夏でも使われていたのですけれども、給食ではもちろん。でも、これはいろんな飲食店でも使われていると、実際は私はそういうふう感じております。

今私たちが普通にスーパーマーケットへ行っても、実際冷凍食品、またコンビニなんて行きますと加工野菜、1次加工、大変こういうものが需要が多く、今どこの産地でも加工野菜の1次加工施設、そちらのほうがすごく需要が伸びているということで、今皆さんカボチャ1個買ってもちよっと多いとか、キャベツ1個だと多いなどというふうな現状がありまして、ここが一番問題であって、一番いいのは生産、加工、販売、6次産業化、これはちょっとハードルが高いのですけれども、これはなかなか難しいのかもしれませんが、これも最適なあれだと思います。また、企業誘致などされて、こういう1次加工施設、そういうような業者との連携をして拡大など、いろいろ方向性があるのではないかと私は感じております。ホテルとか、そういう飲食店業務関係は、やはり1年間通して一定供給できるようなことがそういうホテル、飲食関係は一番求められているのではないかと私は思っております。

これからTPPから始まり、関税のハードルも下がって農業にとっては大変影響が出ると私は思っております。ぜひ町長が先ほど言われていたように地域内市場拡大、先ほどプログラムのほうでも出ていましたが、国としては輸出拡大、スマート農業の推進と家族経営の強化など、乗りおけないでやっていただかなければならないのではないかと私は思っております。一大リゾートのニセコ町としてのネームバリューを生かして、ぜひ基幹産業の農業、もちろん商業、観光連携強化を図っていただき、地産地消の面で子どもたちに安心して地元の野菜が食べさせられるようなことをしていただきたいと私は思っております。町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ありがとうございます。給食センターのブロッコリーがエクアドル産というのは、初めて聞いてびっくりしています。これまでも地産地消ということを一貫して言ってきておりまして、給食については完全に実費徴収を今していないのです。地域のものを使う場合には当然高い場合ありますので、それは町で応援しますということで、多分200万円を超えるお金をその差額として見て今応援させてもらっていますので、引き続き地産地消は進めたいと思っていますし、将来的にはできるだけ給食も教育委員会のご協力ながらオーガニックに移行していくという努力が必要ではないかと思っておりますので、そこはまた教育委員会ともさらにお問い合わせして協議してまいりたいと考えております。

あと、農政課長のほうからも、加工野菜の工場というのは地域で必要でないかという話も担当の

ほうからも来ていますので、現在地域にいくつかそういった実際それに類する食品会社もあるところから、こういったところで国や何かの応援も得ながら、1次加工施設的なものができるかどうか、その辺はまた挑戦してまいりたいと考えております。

また国営農地整備事業、農家の皆さんのおかげで大変そういう面では順調に進んでおりますし、来年度の当初予算も一定程度確保できると聞いておりますので、今後は施設整備終わった段階から、スマート農業ですとか、真狩はもう30台を超えるGPSの自動走行トラクターが入っているというような状況でありますので、そういう面のコスト削減も含めて町としても一緒になって農業を応援してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 補足の部分になります。11のプログラムの部分で年末から年明けにかけて農林水産省のほうからいろいろ情報が入ってくると思いますので、町長の回答にもありましたが、関係機関、農業者、生産者等の部分にできるだけ早く周知をできるように手がけていきますので、ご協力よろしく願いします。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次に、青羽雄士君。

○9番（青羽雄士君） 最後の質問者、青羽です。よろしく願いいたします。通告どおり、1問質問させていただきます。

防犯カメラの設置について、近年当町において大きな犯罪はないものの、窃盗や車上荒らし等が多発しているように思います。そこで、犯罪抑止や事件解決、また住民の防犯意識の向上に有用な防犯カメラの設置が必要と思います。まずは、子どもたちが利用する通学路や公園などの設置について町長の考えを伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 青羽議員のご質問にお答え申し上げます。

青羽議員のご指摘のとおり、ニセコ町内においては大きな犯罪はないものの、窃盗や車上荒らしなどの犯罪が発生しております。この内容につきましては、「広報ニセコ」の町の事件簿やラジオニセコで皆様にお知らせをしているところであります。また、全国では児童生徒の登下校中の事故が後を絶たず、痛ましい事件も発生しております。

防犯カメラにつきましては、防犯対策への活用や犯罪抑止効果が期待される一方で、不特定多数の住民を撮影することにもなるため、プライバシーの問題があり、自治体の防犯カメラの設置に当たっては慎重な対応が必要となっているものと思います。町としましては、今後も防犯協会を中心に警察や関係機関と連携を密にしながら防犯活動を行うとともに、必要な箇所があれば警察とも設置について協議をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 青羽君。

○9番（青羽雄士君） 確かに自治体が設置するということになれば、プライバシーの侵害や個人情報流出等の観点から、自治体が設置、運用する場合というのは確かに課題はあろうかと思いますが、管理方法だとかきっちり整備し、条例等を制定すれば解決できるような問題ではない

かなと思っていますので、前向きに取り組んでみてはどうかなど。これは、あくまでも公共施設なり、一応通学路というような幅広い視点で申し上げたわけですけれども、今後例えば各自治会、町内会、そういったところですか、いろんな商店街ですか、そういったところでこの防犯カメラの有効性を認識してぜひとも設置したいのだといった場合、例えば申請だとか、許可だとか、そういったものが必要になるものなのか、全く自分たちの管理運営で実行されても構わないものなのか。いろんなところでは厳しいガイドライン等を町のほうがきっちり設けて、そして町内会やそういったところでもし設置するということになれば、いろんな助成だとか、そういった方法もあろうかと思うし、そういうことがまた普及につながり、それこそ子どもたちだけでなく住民の安全や防犯意識、そういった向上にもつながるように思いますので、安い予算で高い効果が期待できるものと私は思っているので、来年度の当初予算なり、補正でかけても数十万円単位で済むようなものだと思いますので、その辺どのように考えているのか、再度お聞きします。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） ご質問にお答えしたいと思います。

初めに、ここ数年の犯罪の件数についてですけれども、俱知安警察署に確認したところ、平成27年がニセコ町は23件、平成28年が20件、平成29年が35件、平成30年が23件、それとことしが今11月末現在で19件ということで、平成29年が35件と多いのですが、グループによる犯罪があったらしくてそれでふえているということで、大体20件から23件程度で推移してきているところであります。

実は、10月の1日から俱知安町の駅前に防犯カメラを設置したということをお聞きして、俱知安町役場のほうにちょっと聞いてきました。警察からの依頼で設置したということで、犯罪が結構ふえてきているので、駅前に設置してほしいということで警察からあって、駅前に4台設置して、10月1日から行っております。それで、俱知安町は要綱をつくって実施しているということで、全国的には条例もつくって行っているところもあります。

先ほどの金額についてなのですが、何十万円かではできないような金額ということでお聞きして、ゼロが1個多くなるということでお聞きしているところでもあります。ということで、警察とも協議して必要などころがあれば設置していくような感じで話し合っていきたいなと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） これまで警察との協議で、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯の内と外、それから町民センターの施設内、それからニセコビュープラザ、そして一時的には運動公園駐車場もちょっと一時そういうことあったものですから、警察等で一時的に設置された経緯があります。ただ、ご質問にありました子どもたちの関係については、日本全国でいろんな犯罪ありますので、その辺ちょっと教育委員会等とも協議しながら必要な箇所を洗い出したいというふうに思います。また、具体的に町内会等で管理を責任持ってやりたいということで何か要望があれば、また個別対応で相談に乗らせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお聞きをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 青羽議員。

○9番（青羽雄士君） 最後、質問にならないかもしれないので、申しわけないのですが、

確かに防犯カメラを設置すれば、防犯協会等の皆さんもいろいろとご努力されていますけれども、やはり人的な活動には限界があるかと思えます。防犯カメラですと24時間きっちりで見張っているというような仕組みになっていますので、効果的には非常に大だと思っております。それで、先ほど事件の届け出等も説明受けましたけれども、それはあくまで倶知安警察署、ニセコ警察署に届けで件数なり受理された件数というようなことで、もしかしたら全く届け出ていないような、そういった小さな犯罪件数なんかもあるのでないかなと想像しているところでございます。そこで、例えばある町内会、そこは道道に面していると、そういったところで、先ほど質問した中で答弁がなかったように思うのですけれども、道道沿いの街路灯に設置をしたいのだとか、そういった場合、町長の許可だけで設置、運営、運用がすることができるのか、再度お伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） 最後にありがとうございます。今道道ということで面して、私想定しているのは町の中を想定したのですけれども、あそこの街路灯については土木現業所の所轄で、ただ前田商店にあるやつは町の管理ということで、ちょっと複雑な仕組みになっているようですけれども、いずれにしても町もしくは土現の街路灯等への併設ですか、許可をもらえれば道路管理者としてはよろしいのかなと考えております。

○議長（猪狩一郎君） これにて一般質問を終了します。

◎会議時間の延長

○議長（猪狩一郎君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。この際、議事の都合により午後4時10分まで休憩します。

休憩 午後 3時52分
再開 午後 4時10分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 陳情第3号

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、陳情第3号 教育予算確保・充実の実現に向けた陳情書の件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

篠原総務常任委員長。

○総務常任委員長（篠原正男君） 去る12月12日の本会議において当委員会に付託されました陳情第3号 教育予算確保・充実の実現に向けた陳情の件は、12月12日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催し、慎重審議した結果、その願意を妥当と認め、別紙報告書のとおり採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 報告が終わりました。

これより陳情第3号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより陳情第3号 教育予算確保・充実の実現に向けた陳情書の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎日程第5 議案第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、議案第1号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

高木議員。

○8番（高木直良君） 今提案されました議案第1号に反対の立場で意見を述べます。

ご承知のとおり、多くの国民の反対や危惧の声を無視してこの10月に消費税が8%から10%に引き上げられました。内閣府の9月の消費動向調査では、消費者心理の明るさを示す消費者態度指数が12カ月連続で悪化しています。政府はあの手この手で景気悪化の抑制策を実施いたしましたが、日本銀行が発表した12月の全国企業短期経済観測調査、いわゆる短観で企業の景況感を示す状況判断指数D Iが大企業製造業でゼロとなり、前回9月調査から5ポイント低下しました。国民生活と経済の悪化が避けられません。北海道の毎月勤労統計調査の9月の5人以上事業所の産業別1人平均の月間現金給与額では、多くの産業の就労者の月額現金給与が前年同期に比べて下がっています。

また、昨年、ことしと全国で大型台風などの自然災害が続き、被災された方たちの生活再建もままならないという事態も生まれています。ニセコ町では、1月検針分から水道料金の引き上げも始まります。このことによる家計の負担もふえてまいります。こうした経済、社会状況のもとでの町民の生活状況や町民の思いに対して説得力を持つ改正ではないとこの議案については考えます。改善幅は小さいものではありませんが、この条例改正には反対したいと思います。

なお、現在の議員報酬そのものの妥当性については、若い人が今後議員とし、活動し生活していく上での十分な水準とは言えませんので、今後見直しの場所については別の場で議論をしていくことも必要であると考えている。このことを申し添えて意見といたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数と認め、よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第6、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長(猪狩一郎君) 日程第7、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長(猪狩一郎君) 日程第8、議案第4号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

高木議員。

○8番(高木直良君) この条例のいくつかについての関連について質問いたします。

1つは、条例を現在在職の対象職員に適用した場合に、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員のそれぞれの人数をお知らせいただきたいと思います。

2つ目は、対象職員が条例に基づき任用職員となった場合の格付給料は、これまでの給与と比較して平均何%ぐらいの改善になるでしょうか。

3番目、給与1級に格付される者、2級に格付される者の比率はおよそどのぐらいの比率でしょうか。1級、2級の職員の比率です。4条関係の別表第2、一般行政職で2級に格付される位置づけとして、相当の知識または経験を必要とする。この基準についてはどのように適用されるのでしょうか。

以上3点について質問いたします。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） ただいまの質問、お時間いただきまして申しわけございません。パーセントで出した資料がなかったものですから、ちょっとお時間いただきました。

まず、1点目のご質問ですが、現在お勤めいただいている職員が仮に会計年度に移行した場合のフルタイムとパートタイムの人数、何人くらいかということですが、今の試算ではフルタイムに分けられる方が52名、パートタイムに分けられる方が57名という数字を見ております。

2番目の対象職員、何%の給与改善になるのかということですが、これが率で出してはいいものではないので、あれなのですが、月額で高い人とそうでもない人というか、安い人もいるのですが、月額で1,500円とか3,000円台になる方が多いかなど。あとそのほかに手当が含まれますので、約2.6カ月分ということになりますので、それでご勘弁いただきたいと思います。

それから、別表第2の行政職の2級に格付される職員というのは、今現在専門職的に採用している方を想定しておりまして、具体的に職名言ってしまうとどなたかわかってしまうものですから控えさせていただきますけれども、お二方今現在考えております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 第5条関係ですけれども、給与の格付と号俸の決定、それは規則の基準に従いということですが、この規則の基準についてもう少し詳しく知らせをいただきたいと思います。

それと、会計年度任用職員の概念の中には、基本的には連続して雇用し、または給与の昇給という概念は恐らくないのだろうなと勝手に解釈をしておりますが、仕事の都合上連続年度に雇用せざるを得ないような任用職員がいた場合、同じ給与の号俸でとどまったままでいるのか、それとも丸一年間経過したら1号俸、いわゆる昇給というのはおかしいので、新たな格付となるのか、その辺お知らせをいただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず5条の格付の関係でございますけれども、例えばで恐縮なのですが、19ページの別表1で行政職1級は9号俸から41号俸までということで8年間これ見ているわけなのですが、初めてうちの職場にお勤めいただいたという場合を想定して、1の9から始めますということで考えております。それで、2番目の質問とも関連するのですが、基本的には、会計年度任用職員、1年度で業務は終わるという考え方では基本はあります。ただし、次年度に向けてまだそこに職員として会計年度任

用職員を置かなければならない職だということが決定された場合には、さらに2年目、3年目ということもあり得るということで、そういう制度設計になっておりまして、昇給につきましても、例えば1年度終わってしまえば、その次にそこに採用される方は当然いないわけですから、そこに引き続き2年目、3年目となった場合には昇給させるというのが基本的な国の制度の考え方でございます。

それで、何年まで昇給させるのがいいのかというあたり、国ははっきりと5年程度というような回答もあったりするのですが、うちの場合現在いらっしゃる職員の方たちが不利益にならないようにということで、マイナスになるような制度設計はしたくないということで、現在のところ8年間で、1級の一般行政職としては8年間を見たということでございます。それで、経験に基づいて、今現在昔と違って1年間4号俸上がることになっているのですが、例えば1年経験あれば、1の4号俸ですと13号俸というような形で格付をしていくというつもりでいるものでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） いわゆる昇給部分に年齢的な制約、制限を設けているのか、いないのか。恐らく町職員の一般職においては、ある一定の年数を超えると昇給部分がなくなるようなイメージでいるのですけれども、例えば今回の会計年度任用職員の中では、そういうようなある一定程度の年数を超えたとしても、その人の職務でなければならないというような条件があった場合、それでも昇給をずっとしていくのか、そうではないのかという疑問がちょっとあるものですから、その辺をお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） この制度上、年齢による昇給の停止という考え方はございません。ただ、ここで表に載せているとおり、この号俸までということで考えておりますので、経験年数等で格付された場合にそれ以降、満度で格付された場合にはそれ以降の昇給はないというような形にはなるのですが、年齢による昇給停止という一般職員のようなものはございません。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高木議員。

○8番（高木直良君） 本案に対する賛成の立場で討論いたします。

これまでニセコ町政を担ってきた全職員の約半分を占めるほぼ100人の職員が任用職員として条例に位置づけられ、全体の人件費関連予算も増額され、一定の労働条件の改善につながったことを

評価し、条例案に賛成いたします。今後とも公正な人事評価や処遇が行われ、安心して働ける職場となるよう努力をお願いします。しかし、正職員との比較でいえば、その処遇には格差が生じていることには変わりありません。本来は業務の量や職務の内容に見合った正職員を採用したり、あるいは会計年度任用職員から正職員になれる制度を築くなど、安心して町民のための行政に邁進してもらえる環境づくりに努めることについて要望いたします。

以上で賛成討論といたします。

○議長（猪狩一郎君） 本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（猪狩一郎君） 日程第9、議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長(猪狩一郎君) 日程第10、議案第6号 ニセコ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 ニセコ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長(猪狩一郎君) 日程第11、議案第7号 ニセコ町防災会議条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 ニセコ町防災会議条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長(猪狩一郎君) 日程第12、議案第8号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

高木議員。

○8番(高木直良君) 提案されている補正予算の款の2総務費、1目の一般管理費、11節の需用費、印刷製本費ほか25万9,000円、これは財源は100%国庫補助となっております。3項3目で戸籍住民基本台帳費26万円、このうち16万円は国庫補助ということで、通知カード発行委託料が計上されております。これは、国のナンバーカードをもっと普及させるといふいわゆる強化策、つまり発行枚数が国の想定より非常に少ないと、これをふやそうといふことの対策であると説明がありました。つまり新たな制度は、マイナンバーカードを持っている人を対象に買い物に使えるポイントを付与するもので、来年9月から再来年3月までの7カ月間実施される見通しという解説もございました。1人当たり最大2万円までのキャッシュレスでの決済や入金に対して25%に当たる5,000円分のポイントをつけるという方針です。消費税率の引き上げに伴って導入されたキャッシュレス決済のポイント還元制度が来年6月をめどに終了した後、個人消費を下支えをするとともに、政府としては現在15%程度にとどまっているマイナンバーカードの交付率の向上につなげたいということで、政府は関連する費用として来年度予算には2,000億円を超える額を計上する方向で調整していると、これはNHKの11月20日の報道であります。

そこで、お尋ねいたします。これまでニセコ町でこのマイナンバーカードを取得した人数についてお尋ねいたします。

2番目に、今回の宣伝、カード発行者をふやすための宣伝や通知発行に要する事務費、事務に伴う予算上時間外手当10万円が計上されておりますけれども、これはどのぐらいの人数、事務量を想定している時間外手当になるのでしょうか。

3番目は、政府はさらに2021年3月からマイナンバーカードを保険証としても使えるようにすることを公表しておりまして、カードの普及を目指しています。これに対してさらに莫大な費用と労力がかかると思われます。これの発行にかかわるさまざまな事務は全て自治体に押しつけられてい

るわけですが、この事務を行っている現場として、かなりの経費、労力がかかる、こういう制度に対して政府に対して町として中止を求めるということを考えるおつもりはあるかないか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） ご質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの発行枚数ですが、ことしの10月末現在で487枚ということになっております。

それと、今回の時間外勤務手当の補正の関係なのですが、ことしマイナンバーカードの事務に関して監査が入りまして、いってみれば会計監査みたいなもので、事務的に整備しなければならないものがいろいろ出まして、それで夜勤務していろいろと整備しなければならない事務があり、このたび補正予算として出ささせていただいております。

それと、確かにマイナンバーカード入ってきて、これからどんどん総務省が強力で推進していくということで、事務は大変な労力として多くなってきているところであります。現場の実態としては、私からは以上です。

（何事か声あり）

時間外の時間数なのですが、マイナンバーだけの発行分ではないのですが、住民係として54時間分の時間外となっております。人数は3人で担当しているのですが、いろいろ持ち分、持ち分がありますので、均等ということにはなっておりません。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） 一部総務課の一般管理費で見ているマイナンバーカードというか、マイナポイントの関係で提案させていただいたときに説明させていただいたとおりなのですが、このマイナンバーカードを使ったマイナポイント、先ほど議員ご指摘の25%の還元という部分についての予算としては、総務費で見ている需用費の部分と役務費の部分の総額38万4,000円部分がマイナポイントの利用に係る経費ということでございます。副町長議案の提案のときに説明させていただきましたけれども、消耗品費としての1万円というのがマイナポイントのIDを設定するためのカードリーダーの金額、これ役場に置いて、設定したい方がいらっしゃったときに支援できるような体制をとりたいということで、1万円のカードリーダーの分でございます。あとチラシの印刷代と郵送代ということで見たものでございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） マイナンバーカードの保険証化につきましては、ご指摘のとおり、事務費が全額来るにしても事務量がふえることはご案内のとおりでございます。ただ、自治体として今全国一律で動いているマイナンバー制度について中止を求めることは、現在のところ考えてございません。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 木下君。

○2番（木下裕三君） 今回の補正の中で、北海道自治体情報システム協議会負担金に関する項目が4件あります。システムと聞いてしまうとどうしても僕もどきどきしてしまって、質問せざるを得なかったけれども、多分自分たちで例えばエクセルでシステムなんかつくって運用するのに比べたら、もちろんその信用度は高いと思うのですけれども、このシステム協議会のほうに依頼していくというか、使っている比率というのは非常に高いとは思いますが、その信用度というか、果たしてそれに全部お任せの考えでいいのかどうか、そのこのところだけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） 質問にお答えしたいと思います。

マイナンバーカードの発行については、各自治体でカードを作成するというものではなくて、地方公共団体情報システム機構というところで一括してカードを作成して、そちらを市町村のほうに送っていただいて、本人に交付するという形になっておりまして、そちらの負担金ということになっているのですけれども、そちらに対してお金を支払うのですが、その分丸々国から来るということで、そのお金はそのまま行ってしまうという形の内容になっております。全国一律のやり方をしているという状況ですので、情報の安全性というのですか、ちょっと確認してみないとわからない部分がございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） 自治体情報システム協議会への負担金が4件出ているということでございます。ご存じのように、北海道自治体情報システム協議会のほうに加盟しておりまして、共同でプログラム開発、修正等を行って、その経費を会員町村で割り返すということで、単独で導入するよりも安価になるだろうということで、ずっとほかのシステム業務等もこのシステムをメインでうちのニセコでは使わせていただいているという状況でございます。ただ、先般の住宅料の関係もあるのですが、独自のシステムをやっている間違うということもございますので、こういうたくさんの方で使っているシステムを使うことによるその辺の安全性の担保ですとかが図られていると考えているところでございます。ただ、それもシステムが入っていればそれでいいというものではなくて、その辺の安全管理等のチェックは職員ができればならないというのはもちろんでございますけれども、そういう中でさまざまなシステムを利用させていただいてるということで、今回協議会への補正予算として4件ほどが出てるということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） 大変申しわけありません。私北海道自治体情報システム協議会の関係とマイナンバーカードを委託しているところとの説明を間違ってしまうと、私が先ほど説明したのはマイナンバーカードの交付を委託している機構についてでございました。

大変申しわけありませんでした。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） せっかくですので、1問だけお願いいたします。

41ページの企画費の19節負担金補助及び交付金、デマンドバスの運行事業補助ですが、説明の中ではリース3年経過して、更新のため、新たなリース車にラッピング等をする期間が必要なため、この分が必要になってくるというようなことで理解したのですが、当初からそういう考え方でいたのかどうか、それだけお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） リースにつきましては、基本的に3年というところを何とか延ばせるように4年として、実際にはもうちょっと延ばそうと思っていたのですが、いよいよ車両が本当に調子悪くなってきたということをもって今回の補正になったということで、当初はもう少し延ばすというようなつもりで考えておりました。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 単純な質問なのですが、車の調子が悪くなって、要するにリース期間の中で車の調子が悪くなったら、リース会社の責任においてそれは整備されるものではないかという単純な疑問が1つありました。

それと、もう一つ、当初からこの計画を持っていけば、何十万円かのラッピング費用というのは当然当初の切りかえの中で含まれるといいますか、計画の中でいきますから、無駄なお金の支出は抑えられるということを考えられるのですが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） リース物件でありますけれども、修理部分についてはニセコバスができるという形の中でやらせてもらっていたというところでもあります。そのようなリースの契約内容ということになるかと思えます。

それから、ラッピングがダブる、済みません、ちょっと。

○1番（篠原正男君） この期間で終わるのであれば、その期間の次のものを発注するときには、ラッピングといいますか、でき上がっている状態で、すぐ使えと、そういうことで動けば今回の費用というのは生まれてこないという考えもあるのですが、いかがでしょうかということです。

○企画環境課長（山本契太君） 確かにそのとおりでと思います。そういう意味では、かかる費用が今回のことによってラッピング部分についてはかかるということになるかと思えます。

（何事か声あり）

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 済みません、頭が悪くて。ちょっと私の理解が間違っておりまして、リースが延長させなければならない事態になったということで、12月、1月、2月、3月という分の延長部分までのリース料が増額に今回なったという形が主な内容でございまして、ラッピング部分については別段重複してるという形ではございませんということでございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 時間が過ぎている中申しわけございませんが、であればこそリース料が余計に発生しているのではないかということなのです。

○議長（猪狩一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） 私もこんがらがってきました。今リース料は、延長分で12月から2月までの延長分を見ております。ただ、新しい車両が3月、新車両の増額を見ておりますけれども、新しい車両についてもラッピングが必要ですので、新しい車両分のラッピング代を見ているということでございます。よろしいでしょうか。3月分の新車両のリース料の分と新車両のラッピング費用もあわせて見ているということでございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 細かい話で申しわけないのですが、単価的には重複してこないということで理解してよろしいですか。というのは、通年で契約したものと残り3カ月の契約と単価的には違ってくるかなという感覚でいたものですから、年度当初で3年間で見通して契約したものと残り3カ月のものを契約した分の高い低いの差というのは生まれてこないという理解でよろしいですね。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 済みません、ちょっと理解不足の状態で大変申しわけありません。重複になるということはないという考え方でございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 島崎君。

○財政係長（島崎貴義君） 済みません、ちょっと細かい点だったので、私のほうから説明いたします。

篠原議員おっしゃるように、当初予算で1年分のリース料を見ているから、総額は変わらないのではないかというのはご指摘のとおりで、実はもう一年、12月からですが、もう一年延ばそうと思っておりましたが、車両の故障があるということでもう一年は再々リースができないということになって、結果的に4カ月のリースを行うことになりました。そのときに、単価が一緒だったらいいのですが、やっぱり期限が短くなるということで単価が上がってしまったのです。これが要因でございます。それで、12月から2月分の現車両の再延長分の増額リース料を補正したということでございます。なぜ12月から2月までかということ、今までおっしゃっているラッピングをする期間までの間は最低限必要でございますので、そこを旧車両を延ばすというような話でありましたので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） もともとのリースにラッピング費用は含まれていなくて、最初から来たリース車にラッピングするというので、ラッピング代は最初のときもかかっています、今回も新たな車両になるので、ラッピング代も今回見させていただいたということなのです。そして、これまで来たリース代金と今回新たに来る車両のリース代金が同じでなくて、ちょっと上がったという

ことで、その差額いくらか、差額をちょっと言ってください。

○財政係長（島崎貴義君） 12月から2月、それから3月の新車両合わせての金額になりますけれども、要補正額、増額が19万5,868円というような金額でございます。

（何事か声あり）

済みません、トータルの補正額が103万2,000円ということでございますけれども、まず今申し上げた延長リース及び新車両のリース料として19万5,868円というのが1点目、それからバスの新しいラッピングの費用として11万8,800円、それから補正の説明にもあったとおり、事務員の人件費ということもありますので、正職員から派遣にするということで57万8,717円、これそれぞれ一般管理費ですとか諸経費かかりますので、その部分が13万8,474円で、補正額の103万2,000円というふうになります。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長（猪狩一郎君） 日程第13、議案第9号 令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号 令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長(猪狩一郎君) 日程第14、議案第10号 令和元年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号 令和元年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号から日程第16 議案第12号

○議長(猪狩一郎君) 日程第15、議案第11号 ニセコ町特別功労表彰者の決定について及び日程第16、議案第12号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の件の2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第15、議案第11号 ニセコ町特別功労者表彰者の決定について説明をいたします。

追加でお配りしております議案の2ページをごらんください。議案第11号 ニセコ町特別功労表彰者の決定について。

下記の者は、別紙のとおり功績が顕著であり、ニセコ町特別功労表彰者として決定したいので、ニセコ町表彰条例第6条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記、住所、虻田郡ニセコ町字曾我、氏名、高橋守。

令和元年12月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件につきましては、行政報告もしてございますが、令和元年12月10日に表彰審議委員会を開催し、町長から諮問し、審議結果について答申をいただいたものでございます。今回諮問いたしましたのは、ニセコ町表彰条例及びニセコ町表彰条例施行規則に基づく審査基準により特別功労候補者1名について審議の結果、委員会に提案した諮問功労調書のとおり表彰することとし、ニセコ町表彰条例第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお表彰は、令和2年1月6日開催予定の新年交礼会の前段を予定してございます。

それでは、高橋守氏の功績概要を申し上げますので、3ページをお開きください。高橋氏は、牧場経営をされる傍ら、平成11年7月にニセコ町農業委員会委員に当選され、平成17年7月までの6年間、本町の農業振興発展に尽力されました。平成15年5月には、地域住民の高い信望と負託を受けてニセコ町議会議員に当選され、以来平成31年4月までの約14年4カ月の長きにわたり、ニセコ町議会議員として本町の町勢振興発展に大きな貢献をされました。特に平成23年5月からは町議会議長として、その強い志と使命感により、山積みする地域の諸課題の解決に尽力し、町政の発展と住民生活の安定、向上に尽くした功績は極めて顕著であるとともに、その活動は住民の信望も厚く、高い評価を得ております。加えて、後志町村議会議長会の監事、後志広域連合議会の議会運営委員長などの要職も歴任するなど、本町のみならず後志地域の地方自治の発展に心血を注がれており、その功績は顕著でございます。

議案第11号に関する提案理由の説明は以上でございます。

（何事か声あり）

大変申しわけございません。3ページの議案の下の主な功績の表をごらんください。1点記載ミスがございますので、訂正をさせていただきます。主な功績の上から5段目、羊蹄山ろく消防組合議会議員、在職期間19年5月から平成21年8月ということで、在職期間6年4カ月となっておりますが、6年ではなくて2年の誤りでございます。大変申しわけございません。訂正のほうよろしく願います。

続きまして、日程第16、議案第12号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

追加の補正議案書1ページをお開きください。議案第12号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予

算。

令和元年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,108万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,118万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページに載せてございます。

4ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

5ページの歳出をごらんください。下の合計の欄でございます。今回の補正額1,108万9,000円の財源については、全て一般財源でございます。

説明の都合上、歳出の7ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、2目自治振興費、8節の報償費では8万円の計上です。先ほどの議案第11号にて上程をいたしましたニセコ町表彰条例に基づく特別功労者表彰については、議決後同条例の規定により表彰者へ終身特別功労者年金を支給することとなります。その費用として1人年8万円を補正するものです。

続きまして、8ページになります。7款商工費、1項商工費、2目観光費、15節工事請負費では、綺羅乃湯施設改修工事1,100万9,000円でございます。綺羅乃湯の給湯ボイラー内部の燃焼室が腐食等により穴があき、給湯能力が低下する故障が発生をいたしました。修理が難しい箇所であることから、早急に給湯ボイラーの更新を行います。なお、本年度コジェネレーションを設置したことにより、現在使用している1時間当たり80万キロカロリーのボイラーより出力が低い63万キロカロリーのボイラーを設置いたします。

次に、6ページ、歳入でございます。20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金では、歳入歳出均衡を図るため前年度繰越金を1,108万9,000円増額補正するものでございます。

なお、本補正予算にかかわる予算の各会計総括表及び一般会計歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳については、別冊の補正予算資料ナンバー4をごらんいただきたいと思います。

議案第12号に関する提案理由の説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第15、議案第11号 ニセコ町別功労表彰者の決定についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。議案第11号 ニセコ町別功労表彰者の決定についての件は、これに同意すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 ニセコ町別功労表彰者の決定についての件はこれに同意することに決しました。

これより議案第12号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

高木議員。

○8番(高木直良君) 補正予算で1件質問ですけれども、綺羅乃湯のボイラーの故障による新たな小規模なボイラーの設置であります。これはこの間の説明では熱源、燃料は重油であるというふうにお聞きしました。これは重油にせざるを得ないのは、従来のものを置きかえるということで、期間のこともあることで重油のボイラーにするということなのですが、仮にこれが故障しなくて、通常の状態の中で新たなボイラーに取りかえるということになった場合は、重油ではない燃料のボイラーを選択する可能性というのはあったのでしょうか、あるいはもともと新設は重油というふうにご故障がなくても置きかえるという予定だったのでしょうか、その1件をお聞きします。

○議長(猪狩一郎君) 福村課長。

○商工観光課長(福村一広君) では、高木議員のご質問にお答えしたいと思います。

当初は、今回コージェネ入れる際にボイラーもという話だったのですけれども、補助事業ということで一遍になかなか難しい部分もございまして、ボイラーについては翌年度、令和2年度で補助を得て改修しようということで計画していたものでございまして、当初は、給湯用のボイラーと暖房用のボイラー2台ありまして、両方ともLPガスに切りかえて行おうとしていたのですけれども、今回修理不全の状況が起きたということで、緊急措置的に重油で代替せざるを得なかったということで、とりあえず給湯だけ重油で行うと、暖房については来年度予算にはかかりますけれども、LPガスでの転換で今のところ検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長(猪狩一郎君) 浜本議員。

○6番(浜本和彦君) ボイラーなのですが、経年年数、それと今までメンテナンスどのようにやってきたのかをちょっと伺いたいのですが。

○議長(猪狩一郎君) 福村課長。

○商工観光課長(福村一広君) ボイラーについては、経年は約19年ぐらいたっているかと思えます。もう耐用年数もとっくに切れておりますので、これについては早々にボイラー交換しなければいけないという状況であったのですけれども、コージェネとの関係とか、いろいろなもろもろの環境の変化によってそういう状況になったということでございます。

メンテナンスについては、設置事業者さんにおいて定期的に毎年2回程度行ってはいたのですけれども、今回腐食部分がどうしてもボイラー室と真空を置いているところの中間なものですから、なかなか点検しにくい場所で発生したということで、メンテナンス上もしていたのですけれども、

やむを得ない状況になったということでございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第12号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議員派遣の件について

○議長（猪狩一郎君） 日程第17、議員派遣の件についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第18 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第18、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

この際、議事の暫時休憩します。

休憩 午後 5時15分

再開 午後 5時16分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（猪狩一郎君） 先ほど篠原正男議員から意見案第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

意見案第3号について日程に追加し、追加日程第19として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第3号の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第19 意見案第3号

○議長（猪狩一郎君） 日程第19、意見案第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

篠原正男君。

○1番（篠原正男君） 本件は、議員各位のご理解をいただき採択されました陳情第3号の意見書についてであります。私篠原が提出者となり、斉藤議員、小松議員、榊原議員が賛成者となって、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明にかえさせていただきます。

意見案第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書。

2017年度のOECDの発表によると、2014年度の日本のGDPに占める教育機関への公的支出の割合は比較可能な加盟34カ国中、再び最下位となった。その一方、子ども1人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあり、日本の教育への公的支出の貧困は明らかである。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しており、その保障のためには国による教育予算の確保と拡充が必要である。また、義務教育費国庫負担率が2分の1から3

分の1になったことで定数外期限つき採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になってきている中、教職員の多忙、超勤実態解消は喫緊の課題である。

これらのことから、国においては義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への回復、実効性のある教職員の超勤、多忙化解消の早期実現など、教育予算の確保、充実、就学保障の充実に図るよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第3号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見案第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和元年第8回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 榎 原 龍 弥 (自 署)

署 名 議 員 齊 藤 う め 子 (自 署)